

官報 号外

平成二十六年四月二十三日

○第百八十六回 参議院會議録第十九号

平成二十六年四月二十三日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十九号

平成二十六年四月二十三日

午前十時開議

- 第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 武器貿易条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第四 内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
風間直樹君から海外渡航のため来る二十七日から九日間の請暇の申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
日程第二 武器貿易条約の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)
以上兩件を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長末松信介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔末松信介君登壇、拍手〕

○末松信介君 たたいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、米国との在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定改正議定書は、現行の協定を改正し、我が国が提供した資金等について、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備する移転事業にも使用できることとすること、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の使用に係る我が国の要請を米国は合理的なアクセスを認める意図を持って好意的に考慮すること等について定めるものであります。

次に、武器貿易条約は、通常兵器の国際貿易を規制するための国際的基準を確立し、その不正な取引等を防止するため、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるものであります。委員会におきましては、両件を一括して議題とし、グアム移転と普天間飛行場移設等とのパッケージ切離しの意義、在沖縄海兵隊移転の抑止力に与える影響、移転経費における我が国負担額の妥当性、米側整備の訓練場の自衛隊による使用、武器貿易条約と防衛装備移転三原則との関係、武器輸出許可に当たつての国内の評価体制、主要武器貿易条約の締結に向けた働きかけと条約発効後の我が国の貢献等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より、グアム協定改正議定書に反対する旨の意見が述べられました。
次いで、採決の結果、グアム協定改正議定書は多数をもって、武器貿易条約は全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。
——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七
賛成 二百十一
反対 十六
よって、本件は承認することに決しました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、武器貿易条約の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。
——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七
賛成 二百二十七
反対 〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

平成二十六年四月二十三日 参議院會議録第十九号

請暇の件 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件外一件 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案

まず、委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長蓮舂君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔蓮舂君登壇、拍手〕

○蓮舂君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業に係る土地収用法の規定による裁決申請書の添付書類の一部を省略することができるとし、及び緊急使用の期間を一年とするとともに、復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業を追加し、当該事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすこと等をするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院東日本大震災復興特別委員長秋葉賢也君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十六
賛成 二百二十六
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水岡俊一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔水岡俊一君登壇、拍手〕

○水岡俊一君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、科学技術の振興を通じて新産業の創出等を促進することが重要であることに鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、イノベーションの創出に係る事務を内閣府の所掌事務に加える理由、戦略的イノベーション創造プログラム創設の意義と対象課題の選定基準、独立行政法人理化学研究所における研究成果の検証の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十六
賛成 二百十四
反対 十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤本祐司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

○議長(山崎正昭君) たいだいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社に対して政府の出資を可能とする措置等を講ずるもので

また、非常災害時における船舶の交通を確保するため、航路沿いの民有護岸等の改良に対する無利子貸付制度を創設しようとするものです。

委員会におきましては、国際コンテナ戦略港湾政策の在り方と地方港に及ぼす影響、港湾運営会社に対する政府出資の意義、目的、港湾における防災・減災対策等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七
賛成 二百十一
反対 十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

議員
吉良よし子君 又市 征治君
山本 博司君 横山 信一君
辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
河野 義博君 佐々木さやか君
倉林 明子君 福島みずほ君
矢倉 克夫君 杉 久武君
堀井 巖君 田村 智子君
紙 智子君 石川 博崇君
新妻 秀規君 平木 大作君
若林 健太君 高階恵美子君
仁比 聡平君 大門実紀史君
秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 中西 祐介君
熊谷 大君 大家 敏志君
井上 哲士君 小池 晃君
浜田 昌良君 山本 香苗君
谷合 正明君 磯崎 陽輔君
愛知 治郎君 市田 忠義君
山下 芳生君 荒木 清寛君
山口那津男君 魚住裕一郎君
西田 実仁君 長沢 広明君
山本 一太君 森 まさこ君
藤川 政人君 磯崎 仁彦君
上野 通子君 舞立 昇治君
三木 亨君 三宅 伸吾君
宮本 周司君 森屋 宏君
山下 雄平君 馬場 成志君
羽生田 俊君 二之湯武史君
長峯 誠君 中泉 松司君
長谷川 岳君 渡辺 猛之君
江島 潔君 赤池 誠章君
井原 巧君 石井 正弘君
石田 昌宏君 石井 準一君

岩井 茂樹君 石井 浩郎君
青木 一彦君 丸川 珠代君
丸山 和也君 水落 敏榮君
関口 昌一君 藤井 基之君
有村 治子君 北川イツセイ君
小泉 昭男君 末松 信介君
岩城 光英君 衛藤 晟一君
世耕 弘成君 松山 政司君
金子原二郎君 鶴保 庸介君
橋本 聖子君 岸 宏一君
山本 順三君 脇 雅史君
牧野たかお君 福岡 資鷹君
堀内 恒夫君 山本 太郎君
谷 亮子君 吉川ゆうみ君
山田 修路君 渡邊 美樹君
糸数 慶子君 主濱 了君
豊田 俊郎君 堂故 茂君
柘植 芳文君 滝波 宏文君
滝沢 求君 高橋 克法君
太田 房江君 大野 泰正君
北村 経夫君 大沼みずほ君
古賀友一郎君 上月 良祐君
酒井 庸行君 島田 三郎君
古川 俊治君 西田 昌司君
塚田 一郎君 石井みどり君
佐藤 正久君 佐藤 信秋君
佐藤 ゆかり君 伊達 忠一君
岡田 直樹君 宮沢 洋一君
中川 雅治君 二之湯 智君
松村 祥史君 松下 新平君
溝手 顕正君 柳本 卓治君
山崎 力君 山谷えり子君
木村 義雄君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 尾辻 秀久君
中曾根弘文君 森本 真治君
磯崎 哲史君 石上 俊雄君
浜野 喜史君 安井美沙子君

小西 洋之君 石橋 通宏君
大野 元裕君 西村まさみ君
徳永 エリ君 高野光二郎君
斎藤 嘉隆君 田城 郁君
難波 奨二君 江崎 孝君
有田 芳生君 島村 大君
野田 国義君 金子 洋一君
風間 直樹君 牧山ひろえ君
大島九州男君 相原久美子君
林 久美子君 片山さつき君
尾立 源幸君 大久保 勉君
白 眞勲君 足立 信也君
藤本 祐司君 水岡 俊一君
津田弥太郎君 猪口 邦子君
小林 正夫君 藤田 幸久君
福山 哲郎君 櫻井 充君
増子 輝彦君 那谷屋正義君
山東 昭子君 小川 勝也君
直嶋 正行君 神本美恵子君
田中 直紀君 羽田雄一郎君
郡司 彰君 榑葉賀津也君
浜田 和幸君 田中 茂君
清水 貴之君 平野 達男君
真山 勇一君 渡辺美知太郎君
藤巻 健史君 吉川 沙織君
荒井 広幸君 柴田 巧君
和田 政宗君 儀間 光男君
蓮 舫君 広田 一君
藤末 健三君 川田 龍平君
井上 義行君 薬師寺みちよ君
東 徹君 芝 博一君
加藤 敏幸君 柳澤 光美君
小野 次郎君 山口 和之君
中野 正志君 室井 邦彦君
小見山幸治君 小川 敏夫君
長浜 博行君 寺田 典城君

中西 健治君 松田 公太君
中山 恭子君 アントニオ猪木君
前川 清成君 北澤 俊美君
柳田 稔君 前田 武志君
江田 五月君 水野 賢一君
行田 邦子君 江口 克彦君
松沢 成文君 片山虎之助君
外務大臣 岸田 文雄君
国土交通大臣 太田 昭宏君
国務大臣 根本 匠君
(復興大臣)
国務大臣
(内閣府特命担当大臣(科学技術政策)) 山本 一太君

議長報告事項
去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 大沼みずほ君 補欠 石井 準一君
外交防衛委員
辞任 新妻 秀規君 補欠 山口那津男君
文教科学委員
辞任 山口那津男君 補欠 新妻 秀規君
厚生労働委員
辞任 石井 準一君 補欠 大沼みずほ君
予算委員
辞任 牧山ひろえ君 補欠 江崎 孝君
福島みずほ君 又市 征治君

決算委員

江崎 孝君 補欠
難波 獎二君 徳永 エリ君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口 和之君 和田 政宗君
倉林 明子君 紙 智子君
又市 征治君 福島みずほ君

行政監視委員

矢倉 克夫君 補欠
山下 芳生君 倉林 明子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員

辞任

片山さつき君 補欠
吉田 博美君 堀井 巖君
小川 勝也君 三木 亨君
増子 輝彦君 柳田 稔君
山本 香苗君 相原久美子君
若松 謙維君 矢倉 克夫君
杉 久武君

同日議員から次の議案が提出された。
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(斎藤嘉隆君外九名発議(参第九号))
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(閣法第七九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した(旨衆議院に通知した)。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

平和的利用のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案(第百八十三回国会、柚木道義君外五名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
食品中のセシウム一三七による健康被害に関する質問主意書(山本太郎君提出(第七七八号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員藤田幸久君提出敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する第三回質問に対する答弁書(第六二二号)

参議院議員浜田和幸君提出安倍政権のファーストレディ外交に関する質問に対する答弁書(第六三三三号)

参議院議員清水貴之君提出国会事故調報告書に基づく原発規制・安全対策の対応状況に関する質問に対する答弁書(第六四四号)

参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の法定検査に関する質問に対する答弁書(第六五五号)

参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の清掃に関する質問に対する答弁書(第六六六号)

参議院議員福島みずほ君提出集団的自衛権並びにその行使に関する質問に対する答弁書(第六六七号)

参議院議員福島みずほ君提出カジノに関する質問に対する答弁書(第六七八号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

平和的利用のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

同日議長は、大韓民国珍島沖において十六日発生した大型旅客船沈没事故による被害に対し、姜昌熙大韓民国国会議長宛見舞状を発送した。

一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

蓮 舫君 補欠
山下 雄平君 島尻安伊子君

法務委員

山下 雄平君 補欠
島尻安伊子君

外交防衛委員

宇都 隆史君 補欠
高橋 克法君
島尻安伊子君 山下 雄平君

財政金融委員

長峯 誠君 補欠
武見 敬三君

厚生労働委員

武見 敬三君 補欠
長峯 誠君

環境委員

高橋 克法君 補欠
宇都 隆史君
浜野 喜史君 蓮 舫君

予算委員

江崎 孝君 補欠
又市 征治君 牧山ひろえ君
福島みずほ君

決算委員

山谷えり子君 補欠
徳永 エリ君 高野光二郎君
牧山ひろえ君 難波 獎二君
矢倉 克夫君 江崎 孝君
和田 政宗君 平木 大作君
福島みずほ君 又市 征治君

行政監視委員

平木 大作君 補欠
矢倉 克夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員

辞任

佐藤 正久君 補欠
堀井 巖君 宇都 隆史君
三木 亨君 片山さつき君
柳田 稔君 吉田 博美君
杉 久武君 小川 勝也君
矢倉 克夫君 若松 謙維君
山本 香苗君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
東日本大震災復興特別委員会

理事 相原久美子君(増子輝彦君の補欠)

理事 杉 久武君(若松謙維君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(衆第一七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
介護ロボット等の普及拡大に向けた取組に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七九号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
国家公務員制度改革に関する質問主意書(大野元裕君提出)(第七三三号)

国民健康保険・後期高齢者医療制度による医療機関受診の際の資格確認に関する質問主意書(田村智子君提出)(第七四号)

米軍用車両の有料道路利用に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第七五号)

民間人材等の特命全権大使等への任用に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七六号)

日本の情報セキュリティ政策に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七七号)

同日議長は、カリシコンスタンティン・アントン・ポベスクリタリチャ・ヌ・ルーマニア上院議長より、同議長のルーマニア上院議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。
昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

浜野 喜史君

補欠

蓮 舫君

法務委員

辞任

島尻安伊子君

補欠

山下 雄平君

外交防衛委員

辞任

高橋 克法君

補欠

滝沢 求君

山下 雄平君

三宅 伸吾君

河野 義博君

山口那津男君

財政金融委員

辞任

武見 敏三君

補欠

長峯 誠君

三宅 伸吾君

島尻安伊子君

厚生労働委員

辞任

滝沢 求君

補欠

宇都 隆史君

長峯 誠君

武見 敏三君

国土交通委員

辞任

河野 義博君

補欠

山口那津男君

環境委員

辞任

宇都 隆史君

補欠

高橋 克法君

決算委員

蓮 舫君

浜野 喜史君

辞任

高野光二郎君

補欠

山谷えり子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本震災復興特別委員

辞任

宇都 隆史君

補欠

佐藤 正久君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

斎藤 嘉隆君

山田 太郎君

渡辺美知太郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
厚生労働委員会
理事 西田 昌司君 (古川俊治君の補欠)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七号)
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
難病の患者に対する医療等に関する法律案(閣法第二四号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(斎藤嘉隆君外九名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。
内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書
港灣法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書
武器貿易条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)審査報告書

同日議長から次の質問主意書が提出された。
石綿の健康影響調査に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第八〇号)
ウクライナ及びクリミア半島における邦人保護に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八一号)

閣議の議事録公開に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八二号)
原発再稼働に関する再質問主意書(山本太郎君提出)(第八三号)

同日議長から次の質問主意書が提出された。
石綿の健康影響調査に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第八〇号)
ウクライナ及びクリミア半島における邦人保護に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八一号)

平成二十六年四月二十三日 参議院會議録第十九号

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田和幸君提出国家戦略特区における海外からの労働者の受入れに関する質問に対する答弁書(第六九号)
参議院議員江口克彦君提出日本人の海外留学促進に関する質問に対する答弁書(第七〇号)
参議院議員藤末健三君提出「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」に対する今後の普及啓発の方法に関する質問に対する答弁書(第七一号)
参議院議員藤末健三君提出「STAP細胞」論文に係る第三者機関による再調査及び検証実験に関する質問に対する答弁書(第七二号)
同日内閣を経由して経済産業大臣から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第七項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

審査報告書

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年四月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿
外交防衛委員長 末松 信介

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、現行の協定を部分的に改正するものであり、我が国が提供した資金等について、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備する移転のための事業にも使用できることとともに、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を使用する

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

ための我が国政府による要請を、アメリカ合衆国政府は、合理的なアクセスを認める意図をもつて好意的に考慮すること等を定めるものである。この議定書の締結により、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施が確実なものとなり、これにより、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減が図られることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
この議定書の規定を実施するため、平成二十六年度一般会計予算(防衛省所管)に十四億円が計上されている。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月十日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

二千九百九十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)に鑑み両政府がとるべき更なる措置に関して協議することを特に公表した二千九百九十七日付けの日米安全保障協定を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定前文中第五段落から第九段落までを削り、第四段落の次に次の六段落を加える。

日米安全保障協定委員会が二千九百九十七年四月二十七日付けの共同発表(以下「共同発表」という。)においてロードマップにその概要が示された計画を調整することを決定し、並びにその調整の一部として、第三海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定したことを想起し、

共同発表において、合計約九千人の第三海兵機動展開部隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転することが確認されたことを認識し、

共同発表において、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の暫定的な見積額である合衆国の二千九百九十七年度ドルで八十六億合衆国ドル(八、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が可能な限り速やかに完了することを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備するため、合衆国の二千九百九十七年度ドルで二十八億合衆国ドル(二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)(合衆国の二千九百九十七年度ドルで三十一億二千八百八十八万七千八百五十五合衆国ドル(三、一二二、八八七、八五五ドル))の額を限度として直接的に資金を提供することが確認されたことを再確認し、

また、共同発表において、合衆国が第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための残余の費用を提出し、及びいかなる追加の費用も提出することが確認されたことを再確認し、

共同発表において、両政府は日本国の自衛隊及び合衆国軍隊が共同で使用する施設としてグアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を整備することについての協力を検討することが公表されたことを想起し、

ロードマップにその概要が示された計画であつて調整されたもの、共同発表並びに二十三年四月に公表された沖縄における施設及び区域に関する統合計画の下で、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還の一部は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からの移転にかかつており、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対して日本国が直接的に提供する資金並びにアメリカ合衆国政府による必要な措置にかかつていることを想起して、

第二条

協定第一条1中「第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人」を「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族」に改める。

第三条

協定第二条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改める。

第四条

協定第三条を削る。

第五条

協定第四条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該施設には、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を含めることができる。

第六条

協定第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条

アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提

供した資金及び当該資金から生じた利子が提出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮する。

第七条

協定第九条2を次のように改める。

2 第二条に規定する合衆国の措置は、移転のための資金（①合衆国の資金及び②第一条1に規定する日本国が提供した資金を含むことができる。）が利用可能であることを条件とする。

第八条

この議定書の効力が生ずる日前又は以後に協定第一条1の規定に従い日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が提出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認される。

第九条

この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、協定の効力の存続期間中効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十三年十月三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岸田文雄

小野寺五典

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・F・ケリー

チャック・ヘーゲル

審査報告書

武器貿易条約の締結について承認を求めるの

件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年四月二十二日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、通常兵器の不正な取引等を防止するため、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるものである。我が国がこの条約を締結し、その早期発効に寄与するこ

とは、通常兵器の国際貿易の管理に関する国際

協力を推進するとの見地から有意義であると考
えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

武器貿易条約の締結について承認を求めるの

件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月十日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

武器貿易条約の締結について承認を求める

の件

武器貿易条約の締結について、日本国憲法第七
十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承
認を求める。

武器貿易条約

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章の目的及び原則に従い、

世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして国際の平和及び安全の確立及び維持を促進することを目的とする国際連合憲章第二十六条の規定を想起し、

通常兵器の不正な取引を防止し、及び根絶するとともに、通常兵器の不正な市場への流出又は認められていない最終用途への若しくは認められていない最終使用者による流用（テロリズムの行為の実行への流用を含む。）を防止することの必要性を強調し、

通常兵器の国際貿易に関する各国の政治上、安全保障上、経済上及び商業上の正当な利益を認識し、

全ての国が専ら自国の領域内で自国の法律上又は憲法上の制度により通常兵器を規制し、及び管理する主権的権利を有することを再確認し、

平和及び安全、開発並びに人権が国際連合及びその関連機関の活動の支柱を成し、並びに集団的安全保障の基盤であることを認め、また、開発、平和及び安全並びに人権が相互に関連し、かつ、相互に補強し合うものであることを認識し、

千九百九十一年十二月六日の国際連合総会決議第三十六号H（第四十六回会期）に関連する国際的な武器の移転に関する国際連合軍縮委員会の指針を想起し、

あらゆる側面において小型武器及び軽兵器の不正な取引を防止し、これと戦い、及びこれを根絶するための国際連合行動計画、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書並びに各国が不正な小型武器及び軽兵器を適時に及び信頼することができる方法で特定し、及び追跡することを可能とするための国際文書による貢献に留意し、

通常兵器の不正な及び規制されていない取引が及ぼす安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響を認識し、

文民（特に女性及び児童）が、武力紛争及び武力による暴力によって悪影響を受ける者の大多数を占める

ことに留意し、

武力紛争の犠牲者が直面する課題並びにこれらの者が十分な看護、リハビリテーション並びに社会的及び経済的に包容されることを必要とすることを認識し、

この条約のいかなる規定も、各国がこの条約の趣旨及び目的を促進するための追加的かつ効果的な措置を維持し、及び採用することを妨げるものではないことを強調し、

レクリエーション、文化、歴史及びスポーツに係る活動のためのある種の通常兵器の正当な貿易並びに合法的な所有及び使用（当該貿易、所有及び使用が法律により許可され、又は保護される場合に限る。）に留意し、

締約国によるこの条約の実施に当たり要請に応じて当該締約国を援助する上で、地域的機関が果たすことができる役割に留意し、

この条約の趣旨及び目的についての意識を高め、並びにその実施を支援する上で、市民社会（非政府機関を含む。）及び産業が果たすことができる自発的及び積極的な役割を認識し、

通常兵器の国際貿易の規制及び通常兵器の流用の防止が、平和的目的のための国際協力並びに物品、装置及び技術の正当な貿易を妨げるべきでないことを認め、

この条約への普遍的な参加が達成されることが望ましいことを強調し、

全ての国が国際連合憲章第五十一条の規定において認められる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有し、同憲章第二条3に定めるところにより国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、同条4に定めるところにより国際関係において武力による威嚇又は武力の行使をいかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎み、同条7に定めるところにより本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉せず、特に千九百四十九年のジュネーヴ諸条約に定めるところにより国際人道法を尊重しかつその尊重を確保するとともに、特に同憲章及び世界人権宣言に定めるところにより人権を尊重しかつその尊重を確保し、全ての国がそれぞれの国際的義務に基づく通常兵器の国際貿易の効果的な規制及びその流用の防止の責任並びにそれぞれの国内的な管理制度の確立及び実施の第一義的な責任を有し、自衛の権利の行使及び平和維持活動のための通常兵器の取得並びに通常兵器の生産、輸出、輸入及び移転を行う各国の正当な利益を尊重し、一貫性があり、客観的かつ無差別な方法でこの条約を実施するという原則に従つて行動することを決意

して、

次のとおり協定した。

第一条 趣旨及び目的

この条約は、国際的及び地域的な平和、安全及び安定に寄与し、人類の苦しみを軽減し、並びに通常兵器の国際貿易における締約国間の協力、透明性及び責任ある行動を促進し、もつて締約国間の信頼を醸成するため、通常兵器の国際貿易を規制し、又はその規制を改善するための可能な最高水準の共通の国際的基準を確立すること並びに通常兵器の不正な取引を防止し、及び根絶し、並びに通常兵器の流用を防止することを目的とする。

第二条 適用範囲

1 この条約は、次の区分の全ての通常兵器について適用する。

- (a) 戦車
- (b) 装甲戦闘車両
- (c) 大口径火砲システム
- (d) 戦闘用航空機
- (e) 攻撃ヘリコプター
- (f) 軍艦
- (g) ミサイル及びその発射装置
- (h) 小型武器及び軽兵器

2 この条約の適用上、国際貿易の活動は、輸出、輸入、通過、積替え及び仲介から成り、以下「移転」という。

3 この条約は、締約国が使用する通常兵器の国際的な移動であつて、当該締約国によつて又は当該締約国のために行われるものについては、適用しない。ただし、当該通常兵器が引き続き当該締約国の所有の下にある場合に限る。

第三条 弾薬類

締約国は、前条1の規定の対象となる通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬類の輸出を規制するための国内的な管理制度を確立し、及び維持し、並びに当該弾薬類の輸出を許可する前に第

六条及び第七条の規定を適用する。

第四条 部品及び構成品

締約国は、部品及び構成品の輸出が第二条1の規定の対象となる通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる場合において当該部品及び構成品の輸出を規制するための国内的な管理制度を確立し、及び維持し、並びに当該部品及び構成品の輸出を許可する前に第六条及び第七条の規定を適用する。

第五条 実施全般

1 締約国は、この条約に規定する原則に留意して、一貫性があり、客観的かつ無差別な方法でこの条約を実施する。

2 締約国は、この条約の規定を実施するため、国内的な管理制度（国内的な管理リストを含む。）を確立し、及び維持する。

3 締約国は、この条約の規定を最も広い範囲の通常兵器について適用することが奨励される。第二条1(a)から(g)までの規定の対象となるいずれの区分についても、各国の定義は、この条約の効力発生時における国際連合軍備登録制度において用いられるものよりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであってはならない。第二条1(h)の規定の対象となる区分については、各国の定義は、この条約の効力発生時における国際連合の関連文書において用いられるものよりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであってはならない。

4 締約国は、自国の国内法に従い、その国内的な管理リストを事務局に提供し、事務局は、これを他の締約国の利用に供する。締約国は、その管理リストを公の利用に供することが奨励される。

5 締約国は、この条約の規定を実施するために必要な措置をとるものとし、第二条1の規定の対象となる通常兵器並びに第三条及び前条の規定の対象となる物品の移転を規制する効果的な及び透明性のある国内的な管理制度を備えるため、権限のある当局を指定する。

6 締約国は、この条約の実施に関連する事項に関する情報を交換するための一又は二以上の自国の連絡先を指定する。締約国は、第十八条の規定により設置される事務局に対し、自国の連絡先を通報し、及びその情報を常に最新のものとする。

第六条 禁止

1 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の

移転が、国際連合憲章第七章の規定に基づいて行動する国際連合安全保障理事会によって採択された措置に基づく自国の義務（特に武器の輸出入禁止）に違反する場合には、当該移転を許可してはならない。

2 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の移転が、自国が当事国である国際協定に基づく自国の関連する国際的な義務（特に、通常兵器の移転又は不正な取引に関連するもの）に違反する場合には、当該移転を許可してはならない。

3 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の移転について許可を与えようとする時において、当該通常兵器又は物品が集団殺害、人道に対する犯罪、千九百四十九年のジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、民用物若しくは文民として保護されるものに対する攻撃又は自国が当事国である国際協定に定める他の戦争犯罪の実行に使用されるであろうことを知っている場合には、当該移転を許可してはならない。

第七条 輸出及び輸出評価

1 輸出が前条の規定により禁止されない場合には、輸出を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の輸出であつて、自国の管轄の下で、かつ、その国内的な管理制度に従つて行われるものについて許可を与えようとする前に、関連要素（輸入を行う締約国から次条1の規定に従つて提供される情報を含む。）を考慮し、客観的かつ無差別な方法で、当該通常兵器又は物品が有する次の可能性について評価を行う。

(a) 平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性

(b) 次のいずれかの目的のために使用される可能性

(i) 国際人道法の重大な違反を犯し、又はこれを助長すること。

(ii) 国際人権法の重大な違反を犯し、又はこれを助長すること。

(iii) 当該輸出を行う国が当事国であるテロリズムに関する国際条約又は議定書に基づく犯罪を構成する行為を行い、又は助長すること。

(iv) 当該輸出を行う国が当事国である国際的な組織犯罪に関する国際条約又は議定書に基づく犯罪を構成する行為を行い、又は助長すること。

2 輸出を行う締約国は、1(a)又は(b)の規定において特定される危険性を緩和するために実施され得る措置、例えば、信頼の醸成のための措置又は輸出を行う国及び輸入を行う国が共同で作成し、合意した計画

があるか否かを検討する。

3 輸出を行う締約国は、1の評価を行い、及び危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、1に規定するいずれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならない。

4 輸出を行う締約国は、1の評価を行うに当たり、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品が性別に基づく重大な暴力行為又は女性及び児童に対する重大な暴力行為を行い、又は助長するために使用される危険性を考慮する。

5 輸出を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の輸出のための全ての許可が、詳細なものであり、かつ、当該輸出に先立って与えられることを確保するための措置をとる。

6 輸出を行う締約国は、自国の法律、慣行又は政策に従うことを条件として、輸入を行う締約国及び通過又は積替えが行われる締約国の要請に応じ、当該輸出に係る許可に関する適切な情報を利用に供する。

7 輸出を行う締約国は、許可を与えた後に新たな関連する情報を知った場合には、適当なときは輸入を行う国との協議の後、当該許可について評価を見直すことが奨励される。

第八条 輸入

1 輸入を行う締約国は、輸出を行う締約国が前条の規定に基づき国内の輸出評価を行うことを支援するため、輸出を行う締約国の要請に応じ、適切な及び関連する情報が自国の国内法に従って提供されることを確保するための措置をとる。その措置には、最終用途又は最終使用者に係る文書の提供を含めることができる。

2 輸入を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器の輸入であつて自国の管轄の下で行われるものを必要ときに規制することを可能とする措置をとる。その措置には、輸入に係る諸制度の整備を含めることができる。

3 輸入を行う締約国は、自国が最終仕向国である場合には、輸出を行う締約国に対し、検討中の又は既に与えられた輸出許可に関する情報を要請することができる。

第九条 通過又は積替え

締約国は、関連国際法に従い、必要かつ実行可能な場合には、第二条1の規定の対象となる通常兵器の通

過又は積替えであつて、自国の管轄の下で行われるものを規制するための適切な措置をとる。

第十条 仲介

締約国は、自国の国内法に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の仲介であつて自国の管轄の下で行われるものを規制するための措置をとる。その措置には、仲介者に対し、仲介に従事する前に登録又は書面による許可の取得を要求することを含めることができる。

第十一条 流用

1 第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転に関与する締約国は、当該通常兵器の流用を防止するための措置をとる。

2 輸出を行う締約国は、当該輸出についての流用の危険性を評価すること並びに信頼の醸成のための措置、当該輸出を行う国及び輸入を行う国が共同で作成し、合意した計画等の危険性の緩和のための措置が実施されるか否かを検討することにより、第五条2の規定に従って確立される国内的な管理制度を通じ、第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転についての流用を防止するよう努める。防止のための他の措置には、適当な場合には、当該輸出に関与する当事者の調査、追加的な文書、証明書及び保証の要求、輸出を許可しないことその他の適切な措置を含めることができる。

3 輸入を行う締約国、通過が行われる締約国、積替えが行われる締約国及び輸出を行う締約国は、自国の国内法に従い、適当かつ実行可能な場合には、第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転についての流用の危険性を緩和するため、協力し、及び情報を交換する。

4 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて移転されたものの流用を探知する場合には、自国の国内法及び国際法に従い、当該流用に対処するための適切な措置をとる。その措置には、影響を受ける可能性がある締約国に警報を発すること、仕向地が変更された当該通常兵器の貨物を調査すること並びに捜査及び法令の実施を通じて事後措置をとることを含めることができる。

5 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて移転されるものの流用の更なる把握及び防止のため、流用に対処するための効果的な措置について関連する情報を相互に共有することが奨励される。当該情報は、不正な活動（腐敗行為、国際的な取引の経路、不正な仲介者、不正な供給源、秘匿のための方法、一般的な発送地点又は組織された集団が従事する流用における仕向地を含む。）に関する情報を含み得る。

官 報 (号 外)

6 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて移転されるものの流用に対処するに当たつてとられた措置について、事務局を通じて他の締約国に報告することが奨励される。

第十二条 記録の保存

1 締約国は、自国の国内法令に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の輸出許可の発給又は実際の輸出に関する国の記録を保持する。

2 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて、最終仕向地として自国の領域に移転されたもの又はその管轄の下にある領域を通過し、若しくは当該領域において積み替えることを許可されたものについて、記録を保持することが奨励される。

3 締約国は、適当な場合には、1及び2に規定する記録に、第二条1の規定の対象となる通常兵器の数量、価値、モデル又は型式及び許可された国際的な移転、実際に移転された通常兵器並びに輸出を行う国、輸入を行う国、通過又は積替えが行われる国及び最終使用者の詳細を含めることが奨励される。

4 記録は、少なくとも十年間、保存するものとする。

第十三条 報告

1 締約国は、この条約が第二十二条の規定に従い自国について効力を生じた後一年以内に、この条約の実施のためにとられた措置（国内法、国内的な管理リスト並びに他の規則及び行政措置を含む。）について事務局に最初の報告を提出する。締約国は、適当な場合には、この条約の実施のためにとられた新たな措置について事務局に報告する。これらの報告は、閲覧することができるとし、事務局が締約国に配布する。

2 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて移転されるものの流用に対処する上で効果的であることが判明した措置に関する情報を事務局を通じて他の締約国に報告することが奨励される。

3 締約国は、毎年五月三十一日までに、第二条1の規定の対象となる通常兵器の前暦年における許可された又は実際の輸出及び輸入に関する報告を事務局に提出する。報告は、閲覧することができるとし、事務局が締約国に配布する。事務局に提出される報告には、当該報告を提出する締約国が関連する国際連合の枠組み（国際連合軍備登録制度を含む。）に提出した情報と同一の情報を含めることができる。報告には、商業上機微な情報又は国家の安全保障に関する情報を含めないことができる。

第十四条 執行

締約国は、この条約の規定を実施する国内法令を執行するための適切な措置をとる。

第十五条 国際協力

1 締約国は、それぞれの安全保障上の利益及び国内法に反することなく、この条約を効果的に実施するために相互に協力する。

2 締約国は、国際協力を促進すること（それぞれの安全保障上の利益及び国内法に基づきこの条約の実施及び適用に関する相互の関心事項について情報を交換することを含む。）が奨励される。

3 締約国は、相互の関心事項について協議すること及び適当な場合にはこの条約の実施を支援するために情報を共有することが奨励される。

4 締約国は、自国の国内法に従い、この条約の規定の各国における実施の援助（不正な活動及びこれを行う者に関する情報の共有を通じて行われるものを含む。）のため並びに第二条1の規定の対象となる通常兵器の流用の防止及び根絶のために協力することが奨励される。

5 締約国は、相互に合意する場合には、自国の国内法に反することなく、この条約に従つてとられる各国の措置の違反に関する捜査、訴追及び司法手続について相互に最大限の援助を与える。

6 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転が腐敗行為の対象となることを防止するため、国内措置をとり、及び相互に協力することが奨励される。

7 締約国は、この条約のあらゆる側面について得られた教訓に関する経験を共有し、及び情報を交換することが奨励される。

第十六条 国際的援助

1 締約国は、この条約を実施するに当たり、援助（司法上又は立法上の援助、制度上の能力の構築及び技術的、物的又は財政的な援助を含む。）を求めることができる。求めることができる援助には、貯蔵管理、武装解除、動員解除及び社会復帰の計画、法令のひな型並びに条約の実施の効果的な方法に関するものが含まれる。このような援助を提供することができる締約国は、要請に応じた当該援助を提供する。

2 締約国は、特に、国際連合、国際的、地域的若しくは小地域的な機関、国の機関若しくは非政府機関を通じて又は二国間で、援助を要請し、提案し、又は受けることができる。

3 この条約を実施するための国際的な援助を要請する締約国を援助するため、締約国により任意の信託基金が設置される。締約国は、当該基金に拠出することが奨励される。

第十七条 締約国会議

- 1 締約国会議は、次条の規定により設置される暫定事務局によりこの条約の効力発生の後一年以内に招集され、その後は締約国会議によって決定される時に招集される。
- 2 締約国会議は、第一回会合においてコンセンサス方式により手続規則を採択する。
- 3 締約国会議は、同会議のための財政規則及び同会議が設置する補助機関の予算を規律する財政規則並びに事務局の任務の遂行を規律する財政規定を採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。
- 4 締約国会議は、次の任務を遂行する。
 - (a) この条約の実施状況（通常兵器の分野における動向を含む。）の検討
 - (b) この条約の実施及び運用、特にその普遍性の促進に関する勧告の検討及び採択
 - (c) 第二十条の規定に基づくこの条約の改正の検討
 - (d) この条約の解釈から生ずる問題の検討
 - (e) 事務局の任務及び予算の検討及び決定
 - (f) この条約の機能の改善のために必要な補助機関の設置の検討
 - (g) この条約に適合するその他の任務
- 5 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において締約国の少なくとも三分の二がその要請を支持するときに開催する。

第十八条 事務局

- 1 この条約により、この条約の効果的な実施において締約国を援助するため、事務局を設置する。締約国会議の第一回会合が開催されるまでの間は、暫定事務局がこの条約に定める運営上の任務について責任を負う。
- 2 事務局は、適切な人数の職員を有する。職員は、事務局が3に規定する責任を効果的に遂行することができることを確保するために必要な専門知識を有するものとする。
- 3 事務局は、締約国に対して責任を負うものとし、最小限の組織で、次のことについて責任を遂行する。
 - (a) この条約により義務付けられる報告を受領し、閲覧に供し、及び配布すること。
 - (b) 国内の連絡先の一覧表を保持し、及び締約国の利用に供すること。

- (c) 条約の実施のための援助の提案及び要請を結び付けることを容易にし、並びに要請された国際協力を促進すること。

- (d) 締約国会議の活動を容易にすること（この条約に基づく会合のための準備及び必要な役務の提供を含む。）。

- (e) 締約国会議が決定する他の任務を遂行すること。

第十九条 紛争解決

- 1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関して締約国間に生ずることがある紛争の解決を追求するために協議し、及び相互の合意により交渉、仲介、調停、司法的解決その他の平和的手段を通じて協力する。
- 2 締約国は、相互の合意により、この条約の解釈又は適用に関する問題についての締約国間の紛争を解決するために仲裁を求めることができる。

第二十条 改正

- 1 締約国は、この条約の効力発生の後六年を経過した後、この条約の改正を提案することができる。その後、締約国会議は、提案された改正を三年ごとにのみ検討することができる。
- 2 この条約の改正案は、事務局に書面で提出するものとし、事務局は、1の規定により改正を検討することができ、次回締約国会議の会合の少なくとも百八日前までに全ての締約国に当該改正案を配布する。当該改正案は、事務局による配布の後百二十日以内に締約国の過半数が当該改正案を検討することを支持する旨を事務局に通報する場合には、当該回目の締約国会議の会合において検討される。
- 3 締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択される。この条の規定の適用上、「出席し、かつ、投票する締約国」とは、出席し、かつ、賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。寄託者は、採択された改正を全ての締約国に送付する。
- 4 3の規定に従って採択された改正は、当該改正が採択された時に締約国であった国の過半数が受諾書を寄託者に寄託した日の後九十日で、その受諾書を寄託した締約国について効力を生ずる。その後は、当該改正は、当該改正の受諾書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

第二十一条 署名、批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、二十三年六月三日からその効力が生ずるまでの期間、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3 この条約は、その効力発生の後、この条約に署名しなかった国による加入のために開放しておく。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第二十二条 効力発生

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後九十日で効力を生ずる。

2 この条約は、その効力発生の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

第二十三条 暫定的適用

いずれの国も、自国の署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、この条約が自国について効力を生ずるまでの間第六条及び第七条の規定を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第二十四条 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、寄託者に対してその旨を通告し、寄託者は、他の全ての締約国にその旨を通報する。脱退の通告には、脱退しようとする理由についての説明を記載することができる。脱退の通告は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、寄託者が当該脱退の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

3 いずれの国も、その脱退を理由として、この条約の締約国であった間のこの条約に基づく義務（その間に生じた財政上の義務を含む。）を免除されない。

第二十五条 留保

1 各国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、留保を付することができる。ただし、当該留保がこの条約の趣旨及び目的と両立する場合に限る。

2 締約国は、その留保を寄託者に宛てた通告によりいつでも撤回することができる。

第二十六条 他の国際協定との関係

1 この条約の実施は、締約国が当事国である既存又は将来の国際協定との関連で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該義務がこの条約と両立する場合に限る。

2 この条約は、この条約の締約国の間で締結された防衛協力協定を無効とする根拠として引用してはならない。

第二十七条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約の寄託者とする。

第二十八条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

二十三年四月二日にニューヨークで作成された。

審査報告書

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年四月二十一日

東日本大震災復興特別委員長 蓮 舫

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業に係る土地収用法の規定による裁決申請書の添付書類の一部を省略することができることとし、及び復興整備事業に係る土地収用法の規定による緊急使用の期間を一年とするとともに、復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすこと等を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年四月十七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項第四号ワ中「ヲ」を「ワ」に改め、同号中ワを力とし、トからヲまでをチからワ

までとし、への次に次のように加える。

ト 小規模団地住宅施設整備事業(一団地に おける五戸以上五十戸未満の集団住宅及び これらに附帯する通路その他の施設の整備 に関する事業をいう。第五十四条の二に おいて同じ)。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(小規模団地住宅施設整備事業の特例)

第五十四条の二 復興整備計画に記載された小規模 集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設 については、都市計画法第十一條第一項第八 号に規定する一団地の住宅施設とみなす。

第五十五条第一項中「第四十六條第二項第四号 子」を「第四十六條第二項第四号リ」に改める。

第五十六条第一項中「第四十六條第二項第四号 ヲ」を「第四十六條第二項第四号リ」に改める。

第六十七條第一項中「同條第二項第四号ヌ、ル 又はワ」を「同條第二項第四号ル、ヲ又は力」に改 める。

第七十二條第一項中「ワ」を「力」に改める。

第七十三條の次に次の四條を加える。

(土地収用法の特例)

第七十三條の二 第四十六條第六項の規定により 公表された復興整備計画に記載された復興整備 事業についての土地収用法第七十三條第三項、第 二十七條第一項第二号並びに第百二十三條第一 項及び第二項(これらの規定を同法第百三十八 條第一項において準用する場合を含む)の規定 の適用については、同法第七十三條第三項及び第 二十七條第一項第二号中「三月」とあるのは「二 月」と、同法第百二十三條第一項中「防止するこ と」とあるのは「防止し、又は東日本大震災から の復興を円滑かつ迅速に推進すること」と、同 條第二項中「六月」とあるのは「二年」とする。

第七十三條の三 前條に規定する復興整備事業の 実施主体は、土地収用法第三十九條第一項(同 法第百三十八條第一項において準用する場合を

含む)の規定によつて収用委員会の裁決を申請 しようとするときは、同法第四十條第一項(同 法第百三十八條第一項において準用する場合を 含む。以下この項において同じ)の規定にかか わらず、同法第四十條第一項第二号の書類につ いては、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに 登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及 び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三 号に掲げる書類は、その添付を省略することが できる。この場合においては、同法第四十四條 第一項の規定は、適用しない。

2 土地収用法第四十四條第二項、第四十五條及 び第四十五條の二(これらの規定を同法第百三 十八條第一項において準用する場合を含む)の 規定は、前項の規定により添付書類の一部を省 略して裁決を申請した場合について準用する。

この場合において、同法第四十四條第二項中 「前項」とあり、同法第四十五條第一項中「前 條第一項」とあり、及び同法第四十五條の二中「第 四十四條第一項」とあるのは、「東日本大震災復 興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号) 第七十三條の三第一項」と読み替へるものとす る。

第七十三條の四 収用委員会は、第七十三條の二 に規定する復興整備事業について、土地収用法 第四十七條の二第三項(同法第百三十八條第一 項において準用する場合を含む)の規定による 明渡裁決の申立てがあつたときは、できる限り 六月以内に明渡裁決又は同法第四十七條(同法 第百三十八條第一項において準用する場合を含 む)の規定による却下の裁決をするよう努める ものとする。

(民法の特例)

第七十三條の五 第七十三條の二に規定する復興 整備事業についての土地収用法第百二十三條第 四項(同法第百三十八條第一項において準用す る場合を含む)の規定による損失補償額の払渡 しについての民法(明治二十九年法律第八十九

号)第四百九十四條後段の規定の適用について は、同条後段中「過失なく」とあるのは、「重大 な過失なく」とする。

第七十六條第一項中「ヘ」を「ト」に、「同号ト」を 「同号子」に改め、同條第二項中「ト」を「子」に改め る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の東日本大震災復 興特別区域法(以下「新法」という)第七十三條 の二(土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九 号)第百二十三條第一項及び第二項(これらの規 定を同法第百三十八條第一項において準用する 場合を含む。次項及び附則第四条において同 じ)に係る部分を除く)の規定は、この法律の 施行前に土地収用法第十八條(同法第百三十八 條第一項において準用する場合を含む。附則第 四條第一項において同じ)の規定による事業認 定申請書を受理した復興整備事業については、 適用しない。

2 新法第七十三條の二(土地収用法第百二十三 條第二項に係る部分に限る)の規定は、この法 律の施行前に土地収用法第百二十三條第一項の 規定により使用の許可があつた復興整備事業に ついては、適用しない。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改 正)

第三条 大規模災害からの復興に関する法律(平 成二十五年法律第五十五号)の一部を次のよう に改正する。

第十条第二項第四号ワ中「ヲ」を「ワ」に改め、 同号中ワを力とし、トからヲまでをチからワま でとし、への次に次のように加える。

ト 小規模団地住宅施設整備事業(一団地 における五戸以上五十戸未満の集団住宅 及びこれらに附帯する通路その他の施設

の整備に関する事業をいう。第十八条の二において同じ。

第十八条の次に次の一条を加える。

(小規模団地住宅施設整備事業の特例)

第十八条の二 復興計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業に係る一団地における集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設については、都市計画法第十一条第一項第八号に規定する一団地の住宅施設とみなす。

第十九条第一項中「第十条第二項第四号チ」を「第十条第二項第四号リ」に改める。

第二十條第一項中「第十条第二項第四号ヲ」を「第十条第二項第四号ワ」に改める。

第三十一條第一項中「同条第二項第四号ヌ、ル又はワ」を「同条第二項第四号ル、ヲ又は力」に改める。

第三十六條の次に次の四條を加える。

(土地収用法の特例)

第三十六條の二 第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業についての土地収用法第十七条第三項、第二十七條第一項第二号並びに第二百三十三條第一項及び第二項(これらの規定を同法第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第十七條第三項及び第二十七條第一項第二号中「三月」とあるのは「二月」と、同法第二百三十三條第一項中「防止すること」とあるのは「防止し、又は大規模な災害からの復興を円滑かつ迅速に推進すること」と、同条第二項中「六月」とあるのは「一年」とする。

第三十六條の三 前条に規定する復興整備事業の実施主体は、土地収用法第三十九條第一項(同法第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつて収用委員会の裁決を申請しようとするときは、同法第四十條第一項(同法第三百三十八條第一項において準

用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第四十條第一項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登録簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。この場合においては、同法第四十四條第一項の規定は、適用しない。

2 土地収用法第四十四條第二項、第四十五條及び第四十五條の二(これらの規定を同法第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決を申請した場合について準用する。この場合において、同法第四十四條第二項中「前項」とあり、同法第四十五條第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第四十五條の二中「第四十四條第一項」とあるのは、「大規模災害からの復興に関する法律平成二十五年法律第五十五号」第三十六條の第三項と読み替へるものとする。

第三十六條の四 収用委員会は、第三十六條の二に規定する復興整備事業について、土地収用法第四十七條の二第三項(同法第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による明渡裁決の申立てがあつたときは、できる限り六月以内に明渡裁決又は同法第四十七條(同法第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による却下の裁決をするよう努めるものとする。

(民法の特例)

第三十六條の五 第三十六條の二に規定する復興整備事業についての土地収用法第二百三十三條第四項(同法第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による損失補償額の払渡しについての民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百九十四條後段の規定の

適用については、同条後段中「過失なく」とあるのは、「重大な過失なく」とする。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律(以下「新大規模災害復興法」という。)第三十六條の二(土地収用法第二百三十三條第一項及び第二項に係る部分を除く。)の規定は、この法律の施行前に土地収用法第十八條の規定による事業認定申請書を受理した復興整備事業については、適用しない。

2 新大規模災害復興法第三十六條の二(土地収用法第二百三十三條第二項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に土地収用法第二百三十三條第一項の規定により使用の許可があつた復興整備事業については、適用しない。

審査報告書

内閣府設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年四月二十二日

内閣委員長 水岡 俊一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが重要であることに鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成二十六年一度一般会計予算(内閣府所管)に五百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術イノベーション政策の司令塔機能を発揮し、政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定や戦略的イノベーション創造プログラムの推進等に積極的に取り組むとともに、同プログラムの実施に当たっては、実効性のあるPDCAサイクルを構築し、科学技術イノベーションの創出を実現すること。

二 総合科学技術・イノベーション会議が持つべき分析・企画力等を発揮できるようにするため、その基盤となる事務局の人員体制の強化や調査分析機能の強化を図ること。

三 総合科学技術・イノベーション会議の運営に当たっては、イノベーション創出を加速させるため、産業界の活力を積極的に活用すること。

四 総合科学技術・イノベーション会議は、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部その他の科学技術イノベーションに関連する本部組織との連携強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の更なる発揮について検討すること。

五 総合科学技術会議の司令塔機能強化に加えて、内閣総理大臣等に対して科学技術イノベーションに関する助言等を行う科学技術顧問(仮称)の設置について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

内閣府設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十六年三月二十七日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

内閣府設置法の一部を改正する法律案
内閣府設置法の一部を改正する法律
内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一
部を次のように改正する。

目次中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・
イノベーション会議」に改める。

第四条第一項中第六号の二を第六号の三とし、
第六号の次に次の一号を加える。

六の二 研究開発の成果の実用化によるイノ
ベーションの創出(研究開発システムの改革

の推進等による研究開発能力の強化及び研究
開発等の効率的推進等に関する法律(平成二
十年法律第六十三号)第二条第五項に規定す
るものをいう。第三項第七号の三及び第二十
六条第一項第四号において同じ。)の促進を図
るための環境の総合的な整備に関する事項
第四条第三項第七号を次のように改める。

七 科学技術基本計画(科学技術基本法(平成七
年法律第百三十号)第九条第一項に規定する
ものをいう。)の策定及び推進に関すること。

第四条第三項中第七号の六を第七号の八とし、
第七号の二から第七号の五までを二号ずつ繰り下
げ、第七号の次に次の二号を加える。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費
の見積りの方針の調整に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノ
ベーションの創出の促進を図るための環境の
総合的な整備に関する施策の推進に関するこ
と。

第四条第三項第十五号中「第七号の六」を「第七
号の八」に改める。

第十八条第一項中「総合科学技術会議」を「総合
科学技術・イノベーション会議」に改める。

第三章第三節第二款第三項の目名を次のように
改める。

第三目 総合科学技術・イノベ
ーション会議

第二十六条第一項中「総合科学技術会議」を「総
合科学技術・イノベーション会議」に改め、同項
第四号中「及び第二号」を「並びに第二号及び前号」
に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次
に次の一号を加える。

四 内閣総理大臣の諮問に依じて研究開発の成
果の実用化によるイノベーションの創出の促
進を図るための環境の総合的な整備に関する
重要事項について調査審議すること。

第二十六条第二項中「第六号」を「第六号の二」
に、「及び同項第二号」を「並びに同項第二号及び
第四号」に改め、同条第四項中「及び同項第二号」
を「並びに同項第二号及び第四号」に改める。

第三十一条第一項中「二年」を「三年」に改め、同
条に次の一項を加える。

3 第一項の議員の任期が満了したときは、当該
議員は、後任者が任命されるまで引き続きその
職務を行うものとする。

附則第二條の二第一項中「第三項第七号の六」を
「第三項第七号の八」に改める。

附則
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第三條の規定は、公布
の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に内閣府設置法第
二十九条第一項第六号に掲げる議員である者の

任期については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部改
正)
第四条 次に掲げる法律の規定中「総合科学技術
会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」
に改める。

一 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二
十四年法律第二百五十二号)第一条第十七号
及び第五十一号並びに別表第一

二 科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)
第九条第三項

三 ヒトに関するクローム技術等の規制に關す
る法律(平成十二年法律第百四十六号)第四条
第三項

四 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十
四年法律第百五十八号)附則第五條の三及び
第五條の四

(文部科学省設置法の一部改正)
第五条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九
十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号及び第四十六号中「關する
こと」の下に「(内閣府の所掌に属するものを除
く。)」を加え、同条第四十七号を次のように改
める。

四十七 削除

審査報告書
港灣法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。
平成二十六年四月二十二日

国土交通委員長 藤本 祐司
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際戦略港灣の国際競争力を強
化するため、国際戦略港灣の港灣運営会社が行
う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能と
する措置等を講ずるとともに、非常災害時にお
ける船舶の交通の確保に資するよう、特別特定
技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度
を創設しようとするものであり、おおむね妥当
な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、平成二十六年度一般会計
予算(国土交通省所管)に、国際戦略港灣港灣運
営会社出資金として十億円、国際戦略港灣の保
管施設に対する無利子貸付として一億五千万
円、民有護岸等の改良に対する無利子貸付とし
て一億五千万円が計上されている。

港灣法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十六年四月八日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

港灣法の一部を改正する法律案
港灣法の一部を改正する法律
港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第二節 港灣運営会社の適正な運営を
確保するための議決権の保有制限等(第四十三
条の二十一―第四十三条の二十四)」を「第二節 港
灣運営会社の適正な運営を確保するための議決権
定港灣運営会社に対する政府の出資等(第四十三
条の二十五―第四十三条の二十八)」に改める。

港灣法の一部を改正する法律案
港灣法の一部を改正する法律
港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第二節 港灣運営会社の適正な運営を
確保するための議決権の保有制限等(第四十三
条の二十一―第四十三条の二十四)」を「第二節 港
灣運営会社の適正な運営を確保するための議決権
定港灣運営会社に対する政府の出資等(第四十三
条の二十五―第四十三条の二十八)」に改める。

港灣法の一部を改正する法律案
港灣法の一部を改正する法律
港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第二節 港灣運営会社の適正な運営を
確保するための議決権の保有制限等(第四十三
条の二十一―第四十三条の二十四)」を「第二節 港
灣運営会社の適正な運営を確保するための議決権
定港灣運営会社に対する政府の出資等(第四十三
条の二十五―第四十三条の二十八)」に改める。

港灣法の一部を改正する法律案
港灣法の一部を改正する法律
港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第二節 港灣運営会社の適正な運営を
確保するための議決権の保有制限等(第四十三
条の二十一―第四十三条の二十四)」を「第二節 港
灣運営会社の適正な運営を確保するための議決権
定港灣運営会社に対する政府の出資等(第四十三
条の二十五―第四十三条の二十八)」に改める。

第四十三条の二十一第一項ただし書中「ただし」の下に「政府」を加える。

第四十三条の二十二第二項中「保有者」の下に「政府」を加える。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 特定港湾運営会社に対する政府の出資等

(政府の出資)

第四十三条の二十五 政府は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図ることが特に必要であると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、予算の範囲内で、出資することができる。

(事業計画等)

第四十三条の二十六 前条の規定により政府が出資している国際戦略港湾の港湾運営会社(以下「特定港湾運営会社」という。)は、毎事業年度開始前に(同条の規定による出資を受けた日の属する事業年度にあつては、その出資を受けた後速やかに)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による事業計画及び収支予算の提出があつたときは、遅滞なく、これらの写しを当該特定港湾運営会社に係る国際戦略港湾の港湾管理者に送付するものとする。

3 特定港湾運営会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定款の変更等)
第四十三条の二十七 特定港湾運営会社の定款の変更及び剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の認可をしようとする場合について準用する。

(協議)

第四十三条の二十八 国土交通大臣は、第四十三条の二十五の規定により政府が国際戦略港湾の港湾運営会社に対し出資している場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四十三条の十三第一項、第四十三条の十五第一項又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十三条の十八第一項の許可をしようとするとき。

三 第四十三条の十九第一項の規定により第四十三条の十一第一項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

第五十五条の七第二項第二号中「荷さばき施設」の下に「又は保管施設保管施設にあつては、国際戦略港湾におけるものに限る。」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第五十五条の八中「前条第三項」を「第五十五条の七第三項」に改め、同条を第五十五条の九とし、第五十五条の七の次に次の一条を加える。

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け)

第五十五条の八 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者(国を除く。)で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項において準用する前条第三項の規定によるほか第三項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の特別特定技術基準対象施設は、第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において、大量の土砂その他の物件を水域施設(非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めるものに限る。)に流入させることにより、長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定める港湾施設で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその改良に関する計画が定められたものをいう。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。

第六十四条第一項に次の二号を加える。

三 第四十三条の二十六第一項の規定に違反して、事業計画又は収支予算を提出しなかつたとき。

四 第四十三条の二十六第三項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を出さず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

附則第二十六項中「この法律の規定の下に(第四十三条の二十一第一項ただし書(政府に係る部分に限る。)、第四十三条の二十二第一項(政府に係る部分に限る。)、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。))を加える。

附則第三十一項中「おける港湾運営会社」の下に「(この法律の施行期日)」を加える。

附則 第四十三条の二の二十一第一項ただし書(政府に係る部分に限る。)、第四十三条の二十二第一項(政府に係る部分に限る。)、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。))を加える。

附則 第四十三条の二の二十一第一項ただし書(政府に係る部分に限る。)、第四十三条の二十二第一項(政府に係る部分に限る。)、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。))を加える。

附則 第四十三条の二の二十一第一項ただし書(政府に係る部分に限る。)、第四十三条の二十二第一項(政府に係る部分に限る。)、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。))を加える。

附則 第四十三条の二の二十一第一項ただし書(政府に係る部分に限る。)、第四十三条の二十二第一項(政府に係る部分に限る。)、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。))を加える。

附則 第四十三条の二の二十一第一項ただし書(政府に係る部分に限る。)、第四十三条の二十二第一項(政府に係る部分に限る。)、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。))を加える。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

愛知 治郎君	青木 一彦君
赤池 誠章君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井 みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼 みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
片山 さつき君	金子 原二郎君
木村 義雄君	岸 宏一君
北川 イッセイ君	北村 経夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀 友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君

佐藤 信秋君	佐藤 正久君	尾立 源幸君	大久保 勉君
佐藤 ゆかり君	酒井 庸行君	大島 九州男君	大野 元裕君
山 東 昭子君	島田 三郎君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
島 村 大君	末松 信介君	金子 洋一君	神本 美恵子君
世 耕 弘成君	関口 昌一君	北澤 俊美君	郡 司 彰君
伊 達 忠一君	高階 恵美子君	小西 洋之君	小林 正夫君
高野 光二郎君	高橋 克法君	小見山 幸治君	斎藤 嘉隆君
滝沢 求君	滝波 宏文君	櫻井 充君	芝 博一君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	榎葉 賀津也君	田 城 郁君
鶴保 庸介君	堂 故 茂君	田中 直紀君	津田 弥太郎君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	徳永 エリ君	那谷 屋正義君
中川 雅治君	中曾根 弘文君	直嶋 正行君	長 浜 博行君
中西 祐介君	長 峯 誠君	難波 奨二君	西村 まさみ君
二之湯 智君	二之湯 武史君	野田 国義君	羽田 雄一郎君
西田 昌司君	羽生田 俊君	白 眞勲君	浜野 喜史君
長谷川 岳君	馬場 成志君	林 久美子君	広田 一君
橋本 聖子君	福岡 資麿君	福山 哲郎君	藤 末 健三君
藤井 基之君	藤川 政人君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
古川 俊治君	堀井 巖君	前川 清成君	前田 武志君
堀内 恒夫君	堀立 昇治君	牧山 ひろえ君	増子 輝彦君
牧野 たかお君	松下 新平君	水岡 俊一君	森本 真治君
松村 祥史君	松山 政司君	安井 美沙子君	柳澤 光美君
丸川 珠代君	丸山 和也君	柳田 稔君	吉川 沙織君
三木 亨君	三宅 伸君	蓮 舫君	秋野 公造君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	荒木 清寛君	石川 博崇君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	魚住 裕一郎君	河野 義博君
森 まさこ君	森屋 宏君	佐々木 さやか君	杉 久武君
柳本 卓治君	山崎 力君	竹谷 とし子君	谷 合 正明君
山下 雄平君	山田 修路君	長沢 広明君	新妻 秀規君
山谷 えり子君	山本 一太君	西田 実仁君	浜田 昌良君
山本 順三君	吉川 ゆうみ君	平木 大作君	矢倉 克夫君
若林 健太君	脇 雅史君	山口 那津男君	山本 香苗君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	山本 博司君	横山 信一君
足立 信也君	相原 久美子君	若松 謙維君	井上 義行君
有田 芳生君	石上 俊雄君	江口 克彦君	行田 邦子君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	田中 茂君	中西 健治君
江崎 孝君	江田 五月君	松沢 成文君	松田 公太君
小川 勝也君	小川 敏夫君	水野 賢一君	薬師寺 みちよ君

山口 和之君	和田 政宗君
渡辺 美知太郎君	アトニオ 猪木君
東 徹君	片山 虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
中野 正志君	中山 恭子君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
小野 次郎君	川田 龍平君
柴田 巧君	寺田 典城君
真山 勇一君	荒井 広幸君
浜田 和幸君	平野 達男君
主濱 了君	谷 亮子君
興石 東君	

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良 よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門 実紀史君
辰巳 孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	福島 みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
糸数 慶子君	山本 太郎君

日程第二 武器貿易条約の締結について承認を求めの件(衆議院送付)

賛成者氏名	二二七名
愛知 治郎君	青木 一彦君
赤池 誠章君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井 みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼 みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君

片山 さつき君	金子 原二郎君
木村 義雄君	岸 宏一君
北川 イッセイ君	北村 経夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀 友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
佐藤 ゆかり君	酒井 庸行君
山 東 昭子君	島田 三郎君
島 村 大君	末松 信介君
世 耕 弘成君	関口 昌一君
伊 達 忠一君	高階 恵美子君
高野 光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂 故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根 弘文君
中西 祐介君	長 峯 誠君
二之湯 智君	二之湯 武史君
西田 昌司君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	堀井 巖君
堀内 恒夫君	堀立 昇治君
牧野 たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三宅 伸君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山谷 えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川 ゆうみ君
若林 健太君	脇 雅史君

渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	山口那津男君	山本 香苗君	石井みどり君	石田 昌宏君	三木 亨君	三宅 伸吾君
足立 信也君	相原久美子君	山本 博司君	横山 信一君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
有田 芳生君	石上 俊雄君	若松 謙維君	井上 義行君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	江口 克彦君	行田 邦子君	岩城 光英君	上野 通子君	森 まさこ君	森屋 宏君
江崎 孝君	江田 五月君	田中 茂君	中西 健治君	江島 潔君	衛藤 晟一君	柳本 卓治君	山崎 力君
小川 勝也君	小川 敏夫君	松沢 成文君	松田 公太君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	山下 雄平君	山田 修路君
尾立 源幸君	大久保 勉君	水野 賢一君	薬師寺みちよ君	大沼みずほ君	大野 泰正君	山谷えり子君	山本 一太君
大島九州男君	大野 元裕君	山口 和之君	和田 政宗君	太田 房江君	岡田 直樹君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	渡辺美知太郎君	井上 哲士君	片山さつき君	金子原二郎君	若林 健太君	脇 雅史君
金子 洋一君	神本美恵子君	市田 忠義君	紙 智子君	木村 義雄君	岸 宏一君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
北澤 俊美君	郡司 彰君	吉良よし子君	倉林 明子君	北川イツセイ君	北村 経夫君	足立 信也君	相原久美子君
小西 洋之君	小林 正夫君	小池 晃君	田村 智子君	熊谷 大君	小泉 昭男君	有田 芳生君	石上 俊雄君
小見山幸治君	齋藤 嘉隆君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君	小坂 憲次君	古賀友一郎君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
櫻井 充君	芝 博一君	仁比 聡平君	山下 芳生君	上月 良祐君	鴻池 祥肇君	江崎 孝君	江田 五月君
榛葉賀津也君	田城 郁君	アトコ猪木君	東 徹君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	小川 勝也君	小川 敏夫君
田中 直紀君	津田弥太郎君	片山虎之助君	儀間 光男君	佐藤ゆかり君	酒井 庸行君	尾立 源幸君	大久保 勉君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	清水 貴之君	中野 正志君	山東 昭子君	島田 三郎君	大島九州男君	大野 元裕君
直嶋 正行君	長浜 博行君	中山 恭子君	藤巻 健史君	島村 大君	末松 信介君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
難波 奨二君	西村まさみ君	室井 邦彦君	小野 次郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君	金子 洋一君	神本美恵子君
野田 国義君	羽田雄一郎君	川田 龍平君	柴田 巧君	伊達 忠一君	高階恵美子君	北澤 俊美君	郡司 彰君
白 眞勲君	浜野 喜史君	寺田 典城君	真山 勇一君	高野光二郎君	高橋 克法君	小西 洋之君	小林 正夫君
林 久美子君	広田 一君	福島みずほ君	又市 征治君	滝沢 求君	滝波 宏文君	小見山幸治君	齋藤 嘉隆君
福山 哲郎君	藤末 健三君	吉田 忠智君	荒井 広幸君	柘植 芳文君	塚田 一郎君	櫻井 充君	芝 博一君
藤田 幸久君	藤本 祐司君	浜田 和幸君	平野 達男君	鶴保 庸介君	堂故 茂君	榛葉賀津也君	田城 郁君
前川 清成君	増子 輝彦君	主濱 了君	谷 亮子君	豊田 俊郎君	中泉 松司君	田中 直紀君	津田弥太郎君
牧山ひろえ君	森本 真治君	糸数 慶子君	興石 東君	中西 雅治君	中曾根弘文君	徳永 エリ君	那谷屋正義君
水岡 俊一君	柳澤 光美君	山本 太郎君		二之湯 智君	長峯 誠君	直嶋 正行君	長浜 博行君
安井美沙子君	吉川 沙織君			西田 昌司君	二之湯武史君	難波 奨二君	西村まさみ君
柳田 稔君	秋野 公造君			橋本 聖子君	羽生田 俊君	野田 国義君	羽田雄一郎君
蓮 舫君	石川 博崇君			長谷川 岳君	馬場 成志君	白 眞勲君	浜野 喜史君
荒木 清寛君	河野 義博君			藤井 基之君	福岡 資麿君	林 久美子君	広田 一君
魚住裕一郎君	杉 久武君			古川 俊治君	藤川 政人君	福山 哲郎君	藤末 健三君
佐々木さやか君	谷合 正明君			堀内 恒夫君	堀井 巖君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
竹谷とし子君	新妻 秀規君			牧野たかお君	舞立 昇治君	前川 清成君	前田 武志君
長沢 広明君	浜田 昌良君			松村 祥史君	松下 新平君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
西田 実仁君	矢倉 克夫君			丸川 珠代君	丸山 和也君	水岡 俊一君	森本 真治君
平木 大作君						安井美沙子君	柳澤 光美君

反対者氏名

○名

日程第三 東日本大震災復興特別区域法の一部を
改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二六名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君

反対者氏名

柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 義行君
江口 克彦君	行田 邦子君
田中 茂君	中西 健治君
松沢 成文君	松田 公太君
水野 賢一君	薬師寺みちよ君
山口 和之君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
アトニ才猪木君	東 徹君
片山虎之助君	清水 貴之君
中野 正志君	中山 恭子君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
小野 次郎君	川田 龍平君
柴田 巧君	寺田 典城君
真山 勇一君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
荒井 広幸君	浜田 和幸君
平野 達男君	主濱 了君
谷 亮子君	糸数 慶子君
輿石 東君	山本 太郎君

○名

日程第四 内閣府設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出 衆議院送付)
賛成者氏名

愛知 治郎君	青木 一彦君
赤池 誠章君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
片山さつき君	金子原二郎君
木村 義雄君	岸 宏一君
北川イツセイ君	北村 経夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
佐藤ゆかり君	酒井 庸行君
山東 昭子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君

橋本 聖子君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	堀井 巖君
堀内 恒夫君	堀立 昇治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三宅 伸吾君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山谷えり子君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大久保 勉君	大島九州男君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君

広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
山本 哲士君	若松 謙維君
横山 信一君	江口 克彦君
井上 義行君	田中 茂君
行田 邦子君	中西 健治君
松田 公太君	松沢 成文君
薬師寺みちよ君	山口 和之君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君
東 徹君	儀間 光男君
片山虎之助君	中野 正志君
清水 貴之君	藤巻 健史君
中山 恭子君	小野 次郎君
室井 邦彦君	川田 龍平君
寺田 典城君	福島みずほ君
吉田 忠智君	又市 征治君
荒井 広幸君	平野 達男君
谷 亮子君	輿石 東君
糸数 慶子君	

日程第五 港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
柘植 芳文君 塚田 一郎君

反対者氏名

一二名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山本 太郎君

鶴保 庸介君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中西 祐介君 二之湯 智君 西田 昌司君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 藤井 基之君 古川 俊治君 堀内 恒夫君 牧野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山谷えり子君 山本 順三君 若林 健太君 渡辺 猛之君 足立 信也君 有田 芳生君 石橋 通宏君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大島九州男君 加藤 敏幸君 金子 洋一君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 櫻井 充君 榛葉賀津也君
堂政 茂君 中泉 松司君 中曾根弘文君 長峯 誠君 二之湯武史君 羽生田 俊君 馬場 成志君 福岡 資麿君 藤川 政人君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君 山崎 力君 山田 修路君 山本 一太君 吉川ゆうみ君 脇 雅史君 渡邊 美樹君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 江田 五月君 小川 敏夫君 大久保 勉君 大野 元裕君 風間 直樹君 神本美恵子君 郡司 彰君 小林 正夫君 斎藤 嘉隆君 芝 博一君 田城 郁君

田中 直紀君 徳永 エリ君 直嶋 正行君 難波 奨二君 野田 国義君 白 眞勲君 林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 前川 清成君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 安井美沙子君 柳田 稔君 蓮 舫君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 江口 克彦君 田中 茂君 松沢 成文君 水野 賢一君 山口 和之君 渡辺美知太郎君 東 徹君 儀間 光男君 中野 正志君 藤巻 健史君 小野 次郎君 柴田 巧君 真山 勇一君
津田弥太郎君 那谷屋正義君 長浜 博行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 前田 武志君 増子 輝彦君 森本 真治君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 井上 義行君 行田 邦子君 中西 健治君 松田 公太君 薬師寺みちよ君 和田 政宗君 アントニオ猪木君 片山虎之助君 清水 貴之君 中山 恭子君 室井 邦彦君 川田 龍平君 寺田 典城君 荒井 広幸君

反対者氏名

一六名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 福島みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
糸数 慶子君 山本 太郎君

敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現
状に関する第三回質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十六年四月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤田 幸久

敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの
現状に関する第三回質問主意書

私が提出した「敗戦直後からの確定債務・休眠
口座などの現状に関する質問主意書」(第百八十六
回国会質問第四二二号)に対する答弁書(内閣参賛一
八六第四二二号。以下「答弁書第四二二号」という。)及
び「敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現
状に関する再質問主意書」(第百八十六回国会質問
第五三三号)に対する答弁書(内閣参賛一八六第五三
三号。以下「答弁書第五三三号」という。)に対して、以
下、再度質問する。

一 答弁書第四二二号の一及び四について

1 財務省が保管している引揚者等から寄託さ
れた旧日本銀行券、国債(大蔵省関係法令の
整理に関する法律(昭和二十九年法律第百二

十一号)等に基づき、消滅時効の完成後も国が国債の元利金の支払を行うことができるものを含む)等、約百八万四千七百件の総額を示された。

2 「旧臨時軍事費特別会計の債務のうち、閉鎖機関に関する債権」とは具体的にどのような機関のどのような内容の債権か、示された。

3 引揚者等から「寄託」とあるが、引揚者等は、実際には半ば一方的に預けることを強いられたのではないか。寄託に当たって、当時のような手続きが取られたのか、明らかにされたい。

4 答弁書第五三号の一について、引揚者等から寄託された旧日本銀行券、国債等及び外国通貨等」の払戻しや返還を求める際の財務省の受付窓口を明らかにされたい。また、それらの返還方法を周知する広報を政府は行っているか、明らかにされたい。

二 答弁書第五三号の四について

1 台湾関係の確定債務に関して、一九九五年(平成七年)の時点で政府が把握していた件数及び総額をそれぞれ示されたい。

2 二〇〇〇年(平成十二年)に支払いを終え、その後消滅した確定債務の件数及び総額をそれぞれ示されたい。

3 台湾関係の確定債務の支払のために、保管されていた供託金、貯金、保険、年金以外に投入された国からの予算をそれぞれ示されたい。

4 前記二の3に関して、国の予算を投じるために立法措置は取られたのか、明らかにされたい。

5 外務省がホームページなどで発表している「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」には、この台湾確定債務の支払が含まれていないが、その理由を示されたい。政府は、戦後処理ではないとの

認識であるのか。

6 「公益財団法人交流協会台北事務所」に、二〇〇〇年以降にこの確定債務問題に関して、債権を有すると主張する台湾の住民から要望や要請を受けていないか。受けている場合には、その内容及び日本政府や交流協会の対応について、明らかにされたい。

三 一九六五年(昭和四十年)以前の韓国人の確定債務について

戦時中、軍人や軍属として働いたり、日本企業の下で働いた朝鮮半島出身者で韓国籍者の確定債務は、一九六五年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」及び「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」(昭和四十年法律第四十四号)によって消滅したと承知している。この措置によって消滅した債務の件数及び総額をそれぞれ示されたい。

万一、これらのうちで実態が確認できない事項がある場合には、確認できない理由について、明らかにされたい。

四 一九七二年(昭和四十七年)以前の中国人の確定債務について

1 戦時中、軍人や軍属として働いたり、日本企業の下で働いた中国籍者の確定債務は、一九七二年の「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」によって消滅したことになっていると承知している。同声明が調印された結果、消滅した確定債務の件数及び総額を示されたい。万一、これらのうちで実態が確認できない事項がある場合には、確認できない理由について、明らかにされたい。

2 前記一に関して、中国籍者の確定債務に関するデータを中国政府に公式又は非公式に提供したことはあるか。

五 戦後六十九年を経た現在、韓国や中国の裁判所に戦時中の労働に対する賃金などの支払いを求めて、日本企業が提訴されるケースが続き、不安が広がっている。過去の債務処理を検証・精査するとともに、法的責任をめぐる争いを超えて、歴史の事実を直視し、知恵を絞って、誠実かつ可能な対応策を検討することが、未来を志向し国政を担う政府及び国会の責務と考えられる。また、省庁間の連携も図られていない現状に鑑み、政府一体となった取組が必要である。東アジアの平和と和解を醸成するためにも、「戦後七十年」を前に政府による調査・検討機関を設けるべきと考えるが、いかがか。さらに、確定債務問題に対する取組方針と今後の具体的な対応について、政府の見解を示されたい。

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤田幸久君提出敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤田幸久君提出敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する第三回質問に対する答弁書

一の1について

先の答弁書(平成二十六年三月二十日内閣参質一八六第四二号。以下「前々回答弁書」という。)一及び四についてで答えした引揚者等から寄託された旧日本銀行券、国債・・・等、約百八万四千七百件(以下「寄託された旧日本銀行券、国債等」という。)の総額については、調査に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

一の2について

臨時軍事費特別会計法(昭和十二年法律第八

十五号)により設置された旧臨時軍事費特別会計の債務のうち、閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令(昭和二十三年政令第二百六十四号)等に基づき時効が完成しないものとされたものは、外資金庫に対する債務三百八十億二千九百九十六万五千五百七十五円及び横浜正金銀行に対する債務三十四億円である。同金庫に対する債務は、同金庫設立以前において、同特別会計が軍事費調達のため、同行等から借り入れたものについて、同金庫設立後、同金庫が同行等から当該借入れに係る債権を譲り受けたことにより生じたものである。また、同行に対する債務は、戦時中、同特別会計が軍事費調達のため、同行から借り入れたものである。

一の3について

寄託された旧日本銀行券、国債等については、外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)等に基づき輸入を禁止又は制限されたもの等について引揚者等から寄託されたものであり、その寄託に際しては、保管証等の証書を交付していたものと承知している。

一の4について

お尋ねの「引揚者等から寄託された旧日本銀行券、国債等及び外国通貨等」の払戻しや返還を求める際の財務省の受付窓口については、寄託された旧日本銀行券、国債等については税関及び財務局であり、前々回答弁書一及び四についてで答えした「旧連合国軍総司令部から引き渡された旧日本銀行券等」については財務省本省である。また、お尋ねの「返還方法」については、政府広報オンラインや税関のホームページ等により周知・広報を行っているところである。

二の1及び2について

お尋ねの「台湾関係の確定債務」については、平成七年十月二日から平成十二年三月三十一日までの間(以下「当該期間」という。)になされた請求の確認作業を通じ、請求のあった債務につ

いて日本政府としてその金額及び件数を把握するに至つたものであり、平成七年十月二日の請求受付開始前においては、正確な件数及び総額については把握していなかったところであるが、平成六年十二月時点で、債務件数は約四百四十七万件、債務額は約二億九千四百九万円と推定していたところである。また、お尋ねの「二〇〇〇年(平成十二年)に支払いを終え、その後消滅した確定債務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該期間になされた請求に応じて支払われた件数及び総額については、先の答弁書(平成二十六年四月四日内閣参質一八六第五三三号。以下「前回答弁書」という。)四についてでお答えしたとおりである。

二の3について

お尋ねについては、前回答弁書四についてでお答えした「元日本軍人及び軍属に係る未支給給与等」、「軍事郵便貯金及び外地郵便貯金」及び「簡易生命保険(中略)及び郵便年金契約」について、それぞれ総額約六十八億八千二百五十五万円、約三十九億八十五万円及び約十九億三千万円が国の予算により支払われたものと認識している。

二の4について

お尋ねの「台湾関係の確定債務の支払については、特段の立法措置は講じられていない。」

二の5について

お尋ねの「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」と題した資料については、主として国家間の条約等に基づき行われた賠償並びに経済協力及び支払等をまとめたものである。

二の6について

お尋ねの「要望や要請」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十二年四月一日以降、公益財団法人交流協会の台北事務所において、台湾住民の方から「台湾関係の確定債務」の存在の有無等について照会を受け、債務の種

類に応じて所管の省庁又はその債務を有する機関に照会を行つていと聞いている。個別の照会の内容及び対応については、相手方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三及び四の1について

お尋ねの「確定債務」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、一般的に、我が国が支払義務を負う債務については、必ずしも国籍別に管理を行つてゐる訳ではなく、特定の国籍の保有者を債権者とする債務の件数及び総額についてお答えすることは困難である。

四の2について

中華人民共和国政府に対して、「中国籍者の確定債務に関するデータ」を提供したことはない。

五について

政府としては、未払の債務については、債務の種類に応じて所管の省庁又はその債務を有する機関において債務の履行を行うことを基本的な方針としており、引き続き所要の対応をしてまいりたい。

安倍政権のファーストレディ外交に関する質問主意書

問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

安倍政権のファーストレディ外交に関する質問主意書

質問主意書

国の首脳による外国訪問や外国要人の訪日等に際して、首脳の夫人により行われる外交的活動は、ファーストレディ外交と呼ばれることが多く、第二次安倍内閣の下でも外務省のホームページに掲載された「安倍昭恵総理夫人の中東及びア

フリカ訪問(概要)「平成二十六年一月九日から十四日」においては、「活発かつ多彩な活動を行いファーストレディ外交を展開しました」と記されている。

他方、二〇一四年三月に、アメリカ合衆国のオバマ大統領夫人が訪中し、習近平国家主席夫人などと会談し、ファーストレディ外交を行ったことは、世界の注目を集めた。これらに関連して、以下質問する。

一 直近の十年間の内閣総理大臣夫人のファーストレディ外交の実例について、示されたい。

二 安倍昭恵内閣総理大臣夫人は多方面に活躍していると承知しているが、日中関係の現状を打開するために、同夫人が訪中するなどのファーストレディ外交に取り組むべきではないか、政府の見解を示されたい。

三 日中関係のみならず、内閣総理大臣夫人が戦略的に他国とのファーストレディ外交に取り組むべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出安倍政権のファーストレディ外交に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出安倍政権のファーストレディ外交に関する質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣の配偶者による外交面での活動は多岐にわたることから、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、平成十六年以降に内閣総理大臣の配偶者が内閣総理大臣の公式な外国訪問に同行した事例について、①

訪問した国及び②日程をお示すると、次のとおりである。

①中国及び韓国 ②平成十八年十月八日から九日まで

①ベトナム ②平成十八年十一月十七日から二十日まで

①フィリピン ②平成十八年十二月八日から十日まで

①英国、ドイツ、ベルギー、フランス及びフィリピン ②平成十九年一月九日から十五日まで

①米国、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール及びエジプト ②平成十九年四月二十六日から五月三日まで

①ドイツ ②平成十九年六月五日から九日まで

①インドネシア、インド及びマレーシア ②平成十九年八月十九日から二十五日まで

①オーストラリア ②平成十九年九月七日から十日まで

①シンガポール ②平成十九年十一月十九日から二十二日まで

①中国 ②平成十九年十二月二十七日から三十日まで

①韓国 ②平成二十年二月二十四日から二十五日まで

①ドイツ、英国及びイタリア ②平成二十年六月一日から五日まで

①中国 ②平成二十年八月八日から九日まで

①中国 ②平成二十年十月二十三日から二十五日まで

①ベルギー ②平成二十年十一月二十日から二十五日まで

①英国 ②平成二十一年三月三十一日から四月三日まで

①チェコ及びドイツ ②平成二十一年五月三日から六日まで

- ①イタリヤ及びバチカン ②平成二十一年七月六日から十一日まで
- ①米國 ②平成二十一年九月二十一日から二十六日まで
- ①デンマーク ②平成二十一年十月一日から三日まで
- ①韓国及び中国 ②平成二十一年十月九日から十一日まで
- ①タイ ②平成二十一年十月二十三日から二十五日まで
- ①シンガポール ②平成二十一年十一月十三日から十六日まで
- ①インドネシア ②平成二十一年十二月九日から十日まで
- ①デンマーク ②平成二十一年十二月十七日から十九日まで
- ①インド ②平成二十一年十二月二十七日から三十日まで
- ①韓国 ②平成二十二年五月二十九日から三十日まで
- ①カナダ ②平成二十二年六月二十四日から二十八日まで
- ①米國 ②平成二十三年九月二十日から二十四日まで
- ①インドネシア ②平成二十三年十一月十七日から二十日まで
- ①インド ②平成二十三年十二月二十七日から二十九日まで
- ①米國 ②平成二十四年五月十八日から二十日まで
- ①カンボジア ②平成二十四年十一月十八日から二十一日まで
- ①ベトナム、タイ及びインドネシア ②平成二十五年一月十六日から十九日まで
- ①モンゴル ②平成二十五年三月三十日から三十一日まで
- ①ロシア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びトルコ ②平成二十五年四月二十八日から

ら五月四日まで

- ①ミャンマー ②平成二十五年五月二十四日から二十六日まで
- ①ポーランド、アイルランド及び英国 ②平成二十五年六月十五日から二十日まで
- ①カナダ及び米國 ②平成二十五年九月二十三日から二十八日まで
- ①インドネシア及びブルネイ ②平成二十五年十月六日から十日まで
- ①オマーン、コトジボワール、モザンビーク及びエチオピア ②平成二十六年一月九日から十五日まで
- ①インド ②平成二十六年一月二十五日から二十七日まで

二及び三について

日中関係に関するものも含め、内閣総理大臣の配偶者による外交面での活動については、政府として、今後とも適切に対応していく考えである。

国会事故調報告書に基づく原発規制・安全対策の対応状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十日

清水 貴之

参議院議長 山崎 正昭殿

国会事故調報告書に基づく原発規制・安全対策の対応状況に関する質問主意書

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国会事故調」という。)の最終報告書には、七つの提言が明記されたうえで、「当委員会は国会に對してこの提言の実現に向けた実施計画を速やかに策定し、その進捗の状況を国民に公表することを期待する」という文言が記載されている。本報告書は国権の最高機関である立法府に対して提出

されたものであり、本提言に基づく対応は原子力発電という国民に大きなリスクを負わせる政策に伴つて当然実施されるべきものとして、極めて重要であると考ええる。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 国会事故調の提言への対応状況

- 1 東京電力福島原子力発電所事故に関し国会及び政府に設けられた委員会の提言のフォローアップに関する有識者会議の平成二十六年度における開催予定について示されたい。
- 2 国会事故調の提言について、政府における検証状況を示されたい。
- 3 政府や原子力事業者から独立した者で構成される国会事故調の提言への対応状況を検証する機関を設置するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 原子力防災会議の組織について

- 1 原子力防災会議事務局スタッフの出身省庁別人数を示されたい。
- 2 資源エネルギー庁出身の職員も原子力防災会議事務局に参画しているとすれば、原子力発電を推進する側の者が規制を担当する組織に入っていることで適切な規制が行われないのではないかとの疑義が生じるが、その点について、政府の見解を明らかにされたい。
- 3 原子力防災会議事務局に世界最高水準の知見がリアルタイムで入るよう、職員の海外留学や人事交流といった表面的な措置だけでなく、日常的な職員交流や随時的な海外派遣を始めとする共同して業務を行う仕組みを導入するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 地域防災計画(原子力災害対策編)内に規定されている「避難計画」の実効性について

- 1 原子力災害対策指針に基づき原子力災害対策重点区域を設定する都道府県及び市町村における物資輸送手段の確保の担保状況について示されたい。

2 前記三の1に関して、人員輸送手段の確保の担保状況について示されたい。

3 前記三の1及び2について、住民と協力した訓練の実施状況について示されたい。

右質問する。

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員清水貴之君提出国会事故調報告書に基づく原発規制・安全対策の対応状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員清水貴之君提出国会事故調報告書に基づく原発規制・安全対策の対応状況に関する質問に対する答弁書

一の1について

今後の東京電力福島原子力発電所事故に関し国会及び政府に設けられた委員会の提言のフォローアップに関する有識者会議の開催については、現時点において、予定していない。

一の2及び3について

政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)附則第十一項の規定に基づき、平成二十五年六月十一日に、国会に「平成二十四年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」を提出したところである。引き続き、同項の規定に基づき、当分の間毎年、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出することとしている。

二について

御指摘の「原子力防災会議事務局スタッフ」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成二十六年四月十四日時点における原子力防災会議事務局局員に併任している国の行政機関の職員数について、関係府省等ごとにお示しすると、内閣府は二名、警察庁は三名、環境

省は五名、原子力規制委員会は百十一名である。同會議においては、今後とも、関係府省等から原子力防災に資する最新の知見等の提供も得つつ、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条の四に規定する所掌事務を適切に遂行していくこととしている。

三について
御指摘の「物資輸送手段」及び「人員輸送手段」については、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六条第一項において、同法第二条に規定する指定公共機関及び指定地方公共機関は、国、都道府県等の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、当該都道府県等に対し、協力する責務を有する旨規定されており、関係道府県等が作成する地域防災計画等においても、当該指定公共機関等について記載されているものと認識している。また、御指摘の「訓練」については、関係道府県等において、当該地域防災計画等に基づき、必要に応じて当該指定公共機関等の協力を得つつ、適切に実施されているものと認識している。

浄化槽の法定検査に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十六年四月十日

参議院議長 山崎 正昭殿
小見山幸治

浄化槽の法定検査に関する質問主意書
三月二十六日付けで提出した「浄化槽の維持管理に関する第三回質問主意書」(第百八十六回国会質問第五二号。以下「質問主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一八六第五二号。以下「答弁書」という。)における浄化槽の法定検査に関し、以下質問する。

一 指定採水員が、外観検査、書類検査を行うことは、浄化槽法第十一条の定期検査の目的である「浄化槽の水質に関する検査は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとする」と。(平成二十七年六月二十日付け衛淨第三十三号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)の要件を満たしているのか。

二 指定採水員が行うことができる浄化槽法第十一条の定期検査の作業内容は何か、具体的に示されたか。

三 答弁書の四及び五について、「浄化槽の保守点検を業とする者が指定採水員となることも許可されている」とあるが、保守点検業者が自ら管理している浄化槽を検査することは、法定検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じているといえるのか、政府の見解を明らかにされたか。

四 平成二十七年六月二十日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知で効率化検査について、「個別に当職と協議すること」とあるが、どのような協議なのか、協議結果を明らかにされたか。

五 答弁書の六について、答弁された「定期検査を効率化した特定の府県の検査内容に関する資料によれば、福岡県では全検査実施年が五年に一回であることが明らかにされている。浄化槽法第十一条で規定されている定期検査は、毎年一回受けなければならない旨定められているが、福岡県において毎年一回行われていない実態について、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十六年四月十八日
参議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の法定検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の法定検査に関する質問に対する答弁書

一について
指定採水員制度は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第五十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定した指定検査機関(以下「指定検査機関」という。)による監督が確実に行い得る体制を構築するなど、法第十一条の規定に基づく定期検査(以下「定期検査」という。)の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講ずることとしており、指定採水員が浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項(平成十九年環境省告示第六十四号。以下「告示」という。)第一条に規定する外観検査及び書類検査を行った場合にも、「浄化槽法第七条及び第十一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について」(平成二十七年六月二十日付け衛淨第三十三号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に規定する「浄化槽の水質に関する検査は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとする」とに適合しているものと考えている。

二について
指定採水員は、検査員を補助して、例えば、告示第三条第二項の水質検査のうち、水素イオン濃度、溶存酸素量、透視度、残留塩素濃度及び生物化学的酸素要求量に関する検査における検体の採水、分析等を行うものである。

三について
指定採水員制度については、定期検査の検査効率化等のため、検査員を補助する者が生物化学的酸素要求量に関する検査における検体の採水等を行うことを可能とするために導入された制度であり、このため、御指摘の「保守点検業者が自ら管理している浄化槽を検査する」場合であっても、指定検査機関による監督が確実に行い得る体制を構築するなど、定期検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講ずることとしているものである。

四について
お尋ねの協議については、定期検査の効率化の観点から、都道府県が省略する検査の項目、方法等について環境省と協議することとしているものであり、指定検査機関による監督が確実に行い得る体制が構築されているか、定期検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じられているか等について、確認した上で、定期検査の実施に当たつての留意事項を助言しているものである。

五について
定期検査の項目については、告示第三条第四項において、「第十一条検査は、当該検査を行う地域を管轄する都道府県知事が認める場合には、当該検査の一部(前条第二項第七号の項目についての検査を除く)を行わないことができる」と規定しており、これに基づき、定期検査を効率化した府県においては、全項目の検査を実施する年以外の年には、検査の項目の一部を省略して実施しているものである。

浄化槽の清掃に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十六年四月十日

参議院議長 山崎 正昭殿
小見山幸治

浄化槽の清掃に関する質問主意書
三月二十六日付けで提出した「浄化槽の維持管理に関する第三回質問主意書」(第百八十六回国会質問第五二号。以下「質問主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一八六第五二号。以下「答弁書」という。)における浄化槽の法定検査に関し、以下質問する。

水等を行うことを可能とするために導入された制度であり、このため、御指摘の「保守点検業者が自ら管理している浄化槽を検査する」場合であっても、指定検査機関による監督が確実に行い得る体制を構築するなど、定期検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講ずることとしているものである。

理に関する第三回質問主意書(第百八十六回国会質問第五二号。以下「質問主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一八六第五二号。以下「答弁書」という。)における浄化槽の清掃に関して、以下質問する。

一 浄化槽の清掃については、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第三十六条第一号の規定に基づき定められた環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)第十一条に規定する清掃の技術上の基準で定められた器具を使用し、清掃に先立って点検を行うことと理解してよいか。

二 清掃の記録は、し尿浄化槽を一時的、単発的にみて清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要性から義務づけられていると理解してよいか。

三 昭和六十一年一月十三日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知で法第三十五条による浄化槽清掃業の許可については、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の考え方を承継しておりとあるが、現在もその考え方は継承されているのか、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の清掃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の清掃に関する質問に対する答弁書

一について

浄化槽の清掃については、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第九条において、法第四条第八項の規定に基づき定められた環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五

十九年厚生省令第十七号。以下「規則」という。)第三条に規定する清掃の技術上の基準に従い行うこととされており、法第三十六条第一号の規定に基づき定められた規則第十一条第一号から第三号までに規定する器具を使用するものである。なお、法においては、清掃に先立って行う点検は、義務付けられていない。

二について

御指摘の清掃の記録については、当該記録を以後の管理に活用する観点から、その浄化槽管理者(法第十条第三項の規定により清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者)が作成し、及び保存することが義務付けられているものである。

三について

御指摘の通知における「法第三十五条による浄化槽清掃業の許可については、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の考え方を承継しており、本許可事務は従来どおり市町村の団体事務であり、き束裁量許可であること。」の記載については、現在も有効であると考えているが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の施行に伴い、法第三十五条の浄化槽清掃業の許可に関する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第八項に規定する自治事務とされている。

集团的自衛権並びにその行使に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

集团的自衛権並びにその行使に関する質問主意書

一 日本国憲法第九条は、どのような行為を禁止しているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 日本国憲法の基本原則の一つである平和主義が意味するものは何か、政府の見解を明らかにされたい。

三 集团的自衛権と個別的自衛権のそれぞれの定義について、示されたい。

四 集团的自衛権と個別的自衛権とは、数量的な差異によつて峻別されるものか否か、政府の見解を明らかにされたい。

五 二〇〇四年一月二十六日の衆議院予算委員会において安倍晋三委員は「わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」と、こういうふうにあります。この「範囲」とは、何を指すのか、これは数量的な概念を示しているわけでありまして、絶対にだめだ、こう言っているわけではないわけでありまして、とすると、論理的には、この範囲の中に入る集团的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。」と質問している。

これに対して、秋山收内閣法制局長官は「憲法九条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力の行使につきまして、いわゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきこと、この三つに申し上げているわけでございます。お尋ねの集团的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力行使するものでありまして、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。したがって、

従来、集团的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではございません。」と答弁している。

すなわち、自衛のための実力行使の程度が必要限度にとどまらなくてはならないという要件は、個別的自衛権行使に際して要件を課したものであり、集团的自衛権に関してはそのような数量的概念によつてはかられるのではなく、そもそも「我が国に対する武力攻撃が発生したこと」という第一要件を欠くがゆえに本質的に違憲であり許されない旨、明確に答弁しているわけである。

政府は、このように集团的自衛権の行使は違憲であるとの論旨を維持するというところでよろしいか。

六 国際連合発足後、集团的自衛権を援用して行われた武力行使には、どのようなものがあるか、政府の承知するところを明らかにされたい。

七 第一次安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が検討した安全保障問題の四類型が、集团的自衛権の行使として援用された例は、諸外国においてこれまでにあるか、政府の承知するところを明らかにされたい。

八 小泉純一郎総理(当時)はイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(以下「イラク特措法」という。)の審議において集团的自衛権の行使を一貫して強く否定した。例えば、二〇〇三年六月十一日の国家基本政策委員会合同審査会において、土井たか子委員が「今まで論議の中で随分これは問題にしてきた集团的自衛権の行使、わけても、今回は交戦権の行使ということにもなっていくわけでありまして、この点に対して、集団

的自衛権の行使に踏み切るといふふうにもう総理自身はお考えになつていらつしやるのかどうかとたゞしたところ、小泉総理は「これは戦闘行為、武力行使に行くんじゃないんです。国連決議で、イラクの人道支援、復興支援のために行くんです。これがなぜ集団的自衛権に変わつてくるんですか。戦闘行為、武力行使に行くんじゃないんですよ」と否定した。また、集団的自衛権については二〇〇四年八月二日の衆議院本会議で「憲法第九条のもとにおいては集団的自衛権の行使は許されないとする政府の憲法解釈は、今まで一貫しております。これまで積み重ねていた議論を私は尊重したいと思つております。」と述べている。仮にイラク特措法制定時に、集団的自衛権行使が認められていたとすれば、イラク特措法は、米軍と一体化した武力行使を前提とした、全く異なる法律になつていたと考えられるが、いかがか。

九 政府は集団的自衛権の解釈変更に関して「政府が自由に憲法の解釈を変更することができるといふ性質のものではない」と考へており、仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」(平成十七年十一月四日内閣参質一六三第一四号)としてきた。

また「集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがつて、そういう手段をとらない限りできないということになる」(一九八三年二月二十二日衆議院予算委員会における角田禮次郎内閣法制局長官の答弁)としてきた。

しかし、安倍総理は二〇一四年三月五日の参議院予算委員会において「内閣としてこの憲法について、行政府として、内閣として解釈をしていくということになるわけですが、こ

の集団的自衛権あるいは集団安全保障等々について、またPKOもそうなんですが、憲法との関係について安保法制憲法において今議論をしているところでごさいます、様々な事態を分類をいたしまして、そうした分類におきまして、我が国の安全、そして国民の生命を守る上において今までの解釈でいいのかどうかということについての議論を行つているところでございます。そうした議論の結果を待ち、その上において法制局を中心に協議をいたしまして、必要であれば、必要ということになれば解釈の変更を行つていくことになるわけでありまして」と答弁している。

右に示した政府の長年の立場と安倍総理の立場とは、相互に著しくかけ離れ、整合性が取れないと考へるが、いかがか。

十 政府は一貫して集団的自衛権の行使が憲法違反であるとしてきたが、これまで違憲であるとしてきたものがなぜ合憲になり得るのか、その理由を示されたい。

右質問する。

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出集団的自衛権並びにその行使に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出集団的自衛権並びにその行使に関する質問に対する答弁書

一 について

政府としては、従来から、憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において武力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に

対する国民の権利を国政上尊重すべきこととして、また、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によつて国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で武力を行使することまで禁じているものではなく、同条の下において例外的に認められる武力の行使については、いわゆる自衛権発動の三要件に該当する場合に限られると解してきています。

二 について

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分とその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

三及び四について

お尋ねの「数量的な差異」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)第五十一条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定しており、ここにおいて個別的自衛権とは、一般に、自国に対する武力攻撃を實力をもつて阻止することが正当化される権利をいい、集団的自衛権とは、一般に、自国と密接な関係にある外国に対

する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、實力をもつて阻止することが正当化される権利をいふと解されている。

五、九及び十について

現時点で、集団的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりである。

他方、集団的自衛権の問題については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考へるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会から報告書が提出された後に、対応を改めて検討していく考へである。

六及び七について

外務省として把握している国際連合憲章第五十一条に従ひ集団的自衛権の行使に当たつて加盟国がとつた措置として国際連合安全保障理事会に報告されたもの(以下「報告事例」という。)は、次のとおりである(括弧内の年は報告事例が報告された年である。)。御指摘の「四類型」は、必ずしも集団的自衛権の行使に関する類型として平成十九年に開催された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」において検討されたものではないと承知する。報告事例において、御指摘の「四類型」に該当する事態が生じたか否かについては、政府としてその詳細な事実関係を把握する立場にないため、お答えすることは困難である。

ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連邦」という。)によるハンガリーに対する支援(昭和三十一年)

米国によるレバノンに対する支援(昭和三十三年)

英国によるヨルダンに対する支援(昭和三十三年)

英国による南アラビア連邦に対する支援(昭和三十一年)

米国、オーストラリア及びニュージーランドによるヴィエトナム共和国に対する支援(昭和四十年)

ソ連邦によるチェッコ・スロヴァキアに対する支援(昭和四十二年)

ソ連邦によるアフガニスタンに対する支援(昭和五十五年)

キューバによるアンゴラに対する支援(昭和五十八年)

フランスによるチャドに対する支援(昭和六十一年)

米国によるホンジュラスに対する支援(昭和六十三年)

米国及び英国によるベルシャ湾地域への兵力の展開(平成二年)

ロシアによるタジキスタンに対する支援(平成五年)

ジンバブエ、アンゴラ及びナミビアによるコンゴ民主共和国に対する支援(平成十年)

英国、フランス、オーストラリア等による米国に対する支援(平成十二年)

八について

イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号)は、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全保障支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること

を目的とするものであるが、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

カジノに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

カジノに関する質問主意書

一 自治体が運営する競輪・競馬などは、公益性があることを理由に、刑法第三十五条に規定する正当行為として、違法性を阻却しているという法構成をとっている。民営の賭博場で、開設が認められているものがあるか。また、民営のカジノに、公益性があるのか。加えて、利潤を追求するカジノに公益性が認められるのか。

二 参議院議員糸数慶子君提出カジノエンターテインメントに関する質問に対する答弁書(内閣参質一七四第一五号)では、「カジノ特区」については、構造改革特別区域制度における提案が、これまで数度にわたりあつたところであるが、刑法は刑罰法規の基本法であり、一般論として同法第八十五条の賭博罪に該当し得るカジノに関し、地域を限って例外措置を設けることはなじまない等の理由により、構造改革特別区域制度を活用したカジノの導入は認めていない。」としている。

この考え方が、国家戦略特別区域を考へる上でも維持されるものと考えるが、いかがか。地域を限って刑法の例外措置を設けることはなじまないという点では、国家戦略特別区域も構造改革特別区域も同じであるとの理解でよいのか。

三 高市早苗内閣府特命担当大臣(当時)は、二〇

〇七年六月十二日の閣議後の記者会見において「現行法で、カジノは刑法で規定される賭博開張罪等に触れる行為になります。ですから、沖縄に限らず、もしも我が国でカジノを開張することにになりましたら、刑法の特例を設ける必要があると思います。例えば、競馬法のような形で、刑法の特例という扱いであればわかるのですが、刑法の特例を沖縄振興特別措置法に設けるのは、沖縄振興特別措置法の趣旨や性格から見ると、根拠法とすることが適当かどうかと言え、私は疑問を感じます」と述べている。この発言を受けて岸田文雄内閣府特命担当大臣(当時)も同年十月三十日の参議院内閣委員会において「御指摘の高市大臣の発言につきまして、今申し上げましたように、もしカジノを開張するということになりますと刑法の特例法等根拠となる法律が必要になるわけであり、また、この高市大臣の発言は、根拠になる法律として沖縄振興特別措置法、これは時限立法でありますので、こうした法律がこの趣旨や性格から見ると根拠法として適切なものか、こうした点について疑問を感じるといふ意見を述べたものと認識しております。基本的に前大臣と私と認識は変わっていないというふうに考えております」と同じ認識を示している。

このような認識は現在も維持されているという理解でよいのか。

四 日本におけるギャンブル依存症の問題について、政府の見解を明らかにされたい。また、日本におけるギャンブル依存症対策は十分だと考えているのか、併せて政府の見解を明らかにされたい。

五 日本における多重債務者の問題について、政府の見解を明らかにされたい。

六 多重債務と自殺の関係について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年四月十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員福島みずほ君提出カジノに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出カジノに関する質問に対する答弁書

一について
現行法上民営の賭博場で開設が認められているものはない。

お尋ねの「民営のカジノ」あるいは「利潤を追求するカジノ」に公益性が認められるか否かは、その設置目的等の諸事情を総合考慮して判断されるので、一概にお答えすることは困難である。

二について

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)において、現時点でカジノに関する規制の特例措置は盛り込まれておらず、カジノについては、一般論として、刑法(明治四十年法律第四十五号)の賭博罪等に該当し得るので、その違法性を阻却するための立法措置が必要である上、その導入には治安維持や青少年の健全育成等の観点からの議論がある中で総合的な判断が必要である。

三について

お尋ねの高市内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策(当時)及び岸田内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策(当時)の発言は、一般論として、刑法の賭博罪等に該当し得るカジノに関し、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)でその特例を設けることについて、同法の趣旨や性格から見ると、根拠法として適当か疑問を感じるとの認識を示したものであり、現在も同様に認識している。

四について
いわゆる「ギャンブル依存症」については、適

切な治療と支援により回復が可能である一方、「ギャンブル依存症」の症状を有する者が必要な治療を受けられていないという現状があり、適切な治療を受けられるような環境を整備することが喫緊の課題となっている。政府としては、平成二十六年から、「ギャンブル依存症」を含む依存症の治療及び回復支援を目的として依存症治療拠点機関設置運営事業を新たに実施する等の取組を進めているところであり、引き続き、依存症対策を推進してまいりたい。

五について
平成十八年十二月に、深刻化した多重債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策を講ずるため、貸金業者からの借入残高を借り手の年収の三分の一以下に制限する総量規制を導入することや、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の上限金利を年二十九・二パーセントから年二十パーセントに引き下げることを内容とする貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）が成立し、平成二十二年六月までに段階的に施行された。また、この法律の成立を機に、平成十八年十二月、内閣に、内閣府特命担当大臣（金融）を本部長とし、関係閣僚を本部長とする多重債務者対策本部が設置され、同本部において平成十九年四月に決定された「多重債務問題改善プログラム」に沿って、関係省庁が一体となり、各般の対策に取り組んでいる。株式会社日本信用情報機構によれば、貸金業者から五件以上の無担保無保証の借入残高がある人数は、平成十九年三月末時点で約百七十一万人であったのが、平成二十六年二月末時点で約十八万人に減少しており、また、多重債務を自殺の原因・動機とする自殺者数は、平成二十六年六月に警察庁が公表した統計によれば、平成十九年に千九百七十三人であったのが、本年三月に内閣

府及び警察庁が公表した統計によれば、平成二十五年に六百八十八人に減少している。これらのことから、多重債務問題については、相当程度の改善が図られてきているものと認識している。

六について
多重債務は、自殺の社会的要因の一つであると理解しており、五について述べた、多重債務者対策の推進は、多重債務を原因・動機とする自殺者数の減少にも相当程度寄与しているものと考えている。

国家戦略特区における海外からの労働者の受入れに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

国家戦略特区における海外からの労働者の受入れに関する質問主意書

政府の進めている国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）は、「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」ことを目指し、我が国経済に特に大きな効果があると認められる、地域の先導的な取組に、国が主体的にコミットをして、大胆な規制改革等を実現するための突破口となることを目的としている。

他方、日本の少子高齢化、労働力不足という現状を鑑みれば、このような国家戦略特区においては、海外からの専門的な知識や技能を持った労働者を積極的に受け入れるべきであると考ええる。これに関連して、以下質問する。

一 国家戦略特区において、海外からの教員や研究者のみならず、専門的な知識や技能を持った

労働者を積極的に受け入れるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 国家戦略特区では、研究職や高度な専門職に従事する者へのビザの緩和などの優遇的な措置が検討されていることは承知しているが、これらを支えるスタッフなどの労働者への緩和的な措置も必要ではないか、政府の見解を示されたい。

三 前記二に関して、優遇的な措置を創設するとともに、措置の利用促進のためには、あらかじめ海外へのアピールが欠かせないと思われるが、どの省庁が担当することになり、どのようなアピールが行われるべきだと考えるのか、政府の見解を示されたい。

平成二十六年四月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出国家戦略特区における海外からの労働者の受入れに関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田和幸君提出国家戦略特区における海外からの労働者の受入れに関する質問に対する答弁書

一から三までについて
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「法」という。）においては、国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業等を実施するため、種々の規制の特例措置を定めているところである。

新たな規制の特例措置については、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特別区域会議（法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）において検討することとしており、お

尋ねの措置についても、その中で、必要に応じ検討してまいりたい。

日本人の海外留学促進に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十四日

参議院議長 山崎 正昭殿

江口 克彦

日本人の海外留学促進に関する質問主意書
近年、日本人の海外留学促進に関する質問主意書がある。グローバル時代を迎え、世界との競争が激化する中、海外に飛び立てない若者が増加することは、我が国の国力・民力の低下に直結する。

日本人の海外留学を促進するためには、奨学金制度の充実など学生を送り出す「入口」における支援はもちろん、留学を希望する学生が帰国後の就職活動等に不安を感じることをないよう、帰国してから就職に至る「出口」まで、政府として一貫した支援体制を整えるべきである。

政府においては、「トビタテ！留学JAPAN」と称して日本人の海外留学促進キャンペーンを行っているほか、新たな海外留学支援制度を創設するなど、近年、積極的な取組を行っているが、こうした取組を更に加速させるとともに、万全の「出口」対策を行うことにより、グローバル人材の育成に向けた施策を、官民が協力し、総力を挙げて推し進めなければならない。右を踏まえ、以下質問する。

一 グローバル人材に望まれる資質・能力には、語学力のほか、コミュニケーション能力、相互の文化を理解し合える教養等多岐にわたると考えられるが、政府の考えるグローバル人材の定義を明らかにされたい。

二 社団法人国立大学協会によるアンケート調査によると、学生が留学を躊躇する理由について

て、「帰国後、留年する可能性が大きい」とする回答の比率が最も高い。日本人の海外留学者数が減少した要因として、留年を原因とする留年が就職活動に不利に働かぬ点が非常に大きいと考えられるが、日本人の海外留学者数が減少した理由について、政府の現状認識を示されたい。

三 就職活動時期の後倒しを民間企業において広く浸透させていくことのほか、国家公務員採用試験等において、留学経験のある学生を積極的に評価するなど、就職活動の面からも留学に対するインセンティブを高めていくこと等の政策を、例えば「ウケイレール」留学後JAPAN」などと銘打ち、政府が前面に立つて対応していく必要があると考えるが、留学から帰国した日本人学生に対する支援策について、政府における取組の現状と今後の方針を明らかにされたい。

四 二〇二〇年までに日本人の海外留学者数を倍増させるという政府の目標を達成するためには、前記三で述べた「ウケイレール」留学後JAPAN」のような海外留学者の就職活動に対する不安を取り除く政策を進めていくことが必要であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十六年四月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出日本人の海外留学促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出日本人の海外留学促進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「グローバル人材」については、第二

期教育振興基本計画(平成二十五年六月十四日閣議決定)において、「日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる」人材とされているところである。

二について

日本人の海外留学者数が減少した主な要因としては、日本人学生等が海外留学に価値を見いだせなくなっている状況にあるとともに、日本人留学生在が国内における就職活動の時期を逸する可能性があることや、留学費用等の経済的負担が大きいこと、我が国の大学による日本人学生等の海外留学に関する支援体制が不十分であること、日本人学生等に語学力についての不安があること等があると認識している。

三及び四について

日本人留学生を含む学生等に対する就職支援については、大学と企業の関係者が一堂に会し、学生等の就職及び採用活動について情報交換を行う「全国就職指導ガイダンス」の開催や、ハローワークを中心とした就職支援等をこれまでも実施してきたところである。また、国家公務員採用試験においては、外国の大学を卒業した者を採用する機会を増やすことも念頭におき、秋に試験を実施する試験区分を設けている。

さらに、再チャレンジ担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の連名で、主要な経済団体や業界団体の長に対し、海外留学からの帰国者の就職環境の改善を図ること等を目的とした就職・採用活動開始時期の変更を要請したところであり、この要請に沿った運用が徹底されるよう、引き続き、周知に努めることとしている。加えて、若者の海外留学の機運を醸成する取組である「トビタテ!留学JAPAN」を実施するとともに、官民が協力して新

たな海外留学支援制度を創設し、社会が求める資質・能力を持つ「グローバル人材」の育成を図ることとしている。

文部科学省としては、これらの取組を通じて、関係府省庁、産業界、大学等と連携し、日本人留學生の就職活動に対する不安等を解消し、日本人の海外留學生数の増加に努めてまいりたい。

「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」に対する今後の普及啓発の方法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月十四日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」に対する今後の普及啓発の方法に関する質問主意書

現在、日本においては、約五人に一人が睡眠に関する悩みを抱えており、睡眠障害は、睡眠の質を悪化させ、仕事や学校など昼間の生活に支障を来している。また、睡眠は生活習慣病の一つの重要な要因であり、近年の研究においては、睡眠時間が短いと、虚血性心疾患死亡(女性のみ)のリスクが高いなど、睡眠時間と死亡の関係性が明らかになってきている。これらの状況を踏まえれば、睡眠を起因とした健康障害に対し国としての対策が求められている。

本年三月に、「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」の報告を受け、「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」が取りまとめられ、十一年ぶりに睡眠指針が改定された。本指針は、科学的根拠に基づき、睡眠十二箇条として取りまとめられており、非常に分かりやすく国民の健康

増進のためにも価値が高いものであると評価している。

今回改定された睡眠指針の内容を実効性あるものとするためには国民への普及啓発が不可欠である。そこで、今回の睡眠指針の内容の普及啓発に關し、以下質問する。

一 国民に対する睡眠指針の普及啓発の方法として、政府広報、「スマート・ライフ・プロジェクト(Smart Life Project)」及び「健康寿命をのばそう!アワード」などを活用することが一つの手段だと考えられるが、これらの活用を含め今後の国民に対する同指針の普及啓発に係る具体的な方法を示されたい。

二 睡眠に関する正しい知識を得るためには、幼少期からの教育が重要である。省庁の枠を超え、文部科学省と連携を図りながら、学校教育を通じて児童、生徒及び学生(以下「児童等」という。)への睡眠指針の普及啓発が効果的だと考えられるが、全ての児童等に対する睡眠指針に關した冊子の配布を含めた今後の児童等への同指針の普及啓発に係る具体的な方法を示されたい。

三 医療及び介護の現場は労働環境が特に厳しいと言われている。介護従事者及び医療従事者の健康の増進、仕事の質の向上といった観点から、医療介護の現場における睡眠指針の普及啓発を図るべきであると考え、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年四月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」に対する今後の普及啓発の方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」に対する今後の普及啓発の方法に関する質問に対する答弁書

一及び三について

「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」(平成二十六年三月三十一日厚生労働省健康局長決定。以下「睡眠指針」という。)については、「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」について(平成二十六年三月三十一日付健康〇三三三第十五号厚生労働省健康局長通知)により、地方公共団体や公益社団法人日本医師会等の関係団体に対して、「健康づくりに資する睡眠の確保を一層普及するため、地域や職域等での睡眠指針二〇一四の積極的な活用による普及啓発に努めていただくようお願いする」旨を周知したところであるが、介護従事者及び医療従事者への周知を含めた普及啓発の在り方については、引き続き、検討してまいりたい。

二について

政府としては、御指摘の学校教育における児童等に対する睡眠に関する正しい知識の普及は重要であると考えており、関係省庁が連携して、教育委員会等の学校教育関係者に対し、厚生労働省のホームページに睡眠指針を掲載している旨を周知することにより、普及啓発を図ってまいりたい。

「STAP細胞」論文に係る第三者機関による再調査及び検証実験に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年四月十四日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

「STAP細胞」論文に係る第三者機関による再調査及び検証実験に関する質問主意書

独立行政法人理化学研究所(以下「理研」という。)は、同研究所職員の小保方晴子氏らがネイチャー誌に発表した「STAP細胞」論文に疑義があるとの指摘を受け、研究論文の疑義に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置した。調査委員会は、平成二十六年三月三十一日、小保方氏に研究不正行為があったと結論付ける研究論文の疑義に関する調査報告書を取りまとめた。

これに対し、同年四月九日、小保方氏は記者会見を行い、調査委員会の調査は不十分であり、不正認定に合理的理由はないと主張するとともに、第三者機関による再調査の必要性を強調した。小保方氏は理研に対し不服申立てを行っており、調査委員会はその内容を審査し、再調査実施の可否について決定することとなる。

本件は世界的にも注目を集めており、我が国の科学技術研究の信頼を回復させるためにも、不正認定の是非、このような事態となった原因等について、公正・中立な立場からの分析・検証が必要であるとの問題意識に基づき、以下質問する。

一 「STAP細胞」論文に疑義が生じた背景として、著者間の責任分担の不明確さ、組織としてのチェック機能の不備等が指摘されており、再調査の主体として当事者とも言える理研は不適切である。ついては、政府が主導して第三者機関による再調査を行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 本件を受け、理研は、外部有識者からなる「研究不正再発防止のための改革委員会」を設置し、一、二か月で提言をまとめるとしており、政府としても、再発防止に向けた施策を早急に実施する必要があると考える。平成二十六年度においては、研究不正に関するガイドラインの改定のほか、研究不正及び研究倫理教育に関する調査研究事業を新規に行うと承知している

が、政府が講じようとする再発防止策の概要について、実施時期も含め明らかにされたい。

三 「STAP細胞」が存在するか否かの検証については、理研が、理事長主導の下、科学的に厳密性の高い方法で実施するとともに、第三者による検証実験や研究の支援を行うとしている。政府は、理研による検証等の実施をどのように評価するのか。また、理研及び第三者による検証実験等に関し、どのような対応をするつもりか明らかにされたい。

平成二十六年四月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出「STAP細胞」論文に係る第三者機関による再調査及び検証実験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出「STAP細胞」論文に係る第三者機関による再調査及び検証実験に関する質問に対する答弁書

一について

「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」について(平成十八年八月八日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会決定。以下「ガイドライン」という。)では、研究活動における不正行為の告発等があった場合は、原則として、当該研究者が所属する研究機関が当該事実の調査を行うこととされており、不正行為を行ったと認定された者による不服申立てがなされた場合においても、当該研究機関において、当該事実の再調査を行うか否かを判断することとされている。政府としては、ガイドライン等を踏まえ、御指摘の再調査については、独立行政法人理化学研究所(以下「理研」という。)において、その要否も含めて検討すべきものと考えている。

二について

お尋ねの「再発防止策」として、文部科学省では、本件に係る理研の調査及び検討の状況等も踏まえつつ、特に、各研究機関が研究活動における不正行為を事前に防止する取組を推進する観点から、ガイドラインの見直しを早急に行うべく、現在、検討を進めているところである。また、研究者等に求められる倫理規範に関する教育の強化を図る観点から、同省において、平成二十六年度から、御指摘の「研究不正及び研究倫理教育に関する調査研究事業」を行うこととしている。

なお、平成二十六年四月十四日の総合科学技術会議においても、研究活動における不正行為への対応について早急に検討を進めることとされたところである。

三について

お尋ねについては、政府としては、理研における検証や、理研による第三者の検証実験等への支援が着実に進められることが重要であると考えており、こうした理研の取組を促してまいりたい。